ISSN 0387—3188

平成十九年十二月三十一日発行

萬葉

萬葉学会

「あづまの国」の成立……福田武史(一)
——倭建命による「東方十二道」平定が果たしたもの——
黄葉片々
ミハ山・飛鳥神奈備説の疑義を質す……井村哲夫(一五)
書評
橋本達雄著『万葉集の編纂と形成』……原田貞義(二一)
大久保廣行著『筑紫文学圏と高橋虫麻呂』……鉄野昌弘(二八)
小川靖彦著『萬葉学史の研究』……山崎福之(三六)
小谷博泰著『木簡・金石文と記紀の研究』……乾善彦(四六)
第六十回萬葉学会全国大会開催要項……(五三)

第百九十九号
平成十九年十二月

第百九十八号　目次

上代特殊仮名遣に関わる語彙……　蜂矢真郷
萬葉集における子音韻尾字音仮名について……　尾山慎
書評
桑原祐子著『正倉院文書の国語学的研究』……　佐野宏
予告

「あづまの国」の成立

――倭建命による「東方十二道」平定が果たしたもの

福田武史

はじめに

『古事記』中巻・景行天皇段の大部分を占めるのは、倭建命による国内平定記事である。倭建命は熊曾建・出雲建の討伐を終えて戻ると、ただちに東征を命じられる。

爾、天皇、亦、頻詔倭建命、言向和平東方十二道之荒夫琉神及摩都楼波奴人等而、副吉備臣等之祖、名御鉏友耳建日子而遣之時、給比々羅木之八尋矛。(1)

倭建命がそれを果して、大八島国全体を天皇の世界とすることが完成したのであった。成務天皇条に、

故、建内宿禰為大臣、定賜大国・小国之国造、亦、定賜国々之堺及大県・小県之県主也。（成務記、二四〇頁）

とすることは、その制度化の完成であった。

ただ、「東方十二道」は、すでに、崇神天皇の代に平定が語られていた。

又、此之御世、大毘古命者、遣高志道、其子建沼河別命者、遣東方十二道而、令和平其麻都漏波奴人等。（崇神記、一八八頁）

というのであり、「東方十二道」平定は重ねて語られるということになる。そのなかで、倭建命の「東方十二道」平定について考えたい。

第一に、「東方十二道」そのものが問題となる。「東方十二道」という用語は『古事記』のみに見られるのだが、これを具体的な国にひきあてて考えることでいいのか、なお考察が必要であろう。

第二に、崇神記と倭建命の記事との間で、討伐の対象の表現がいささか異なることが注意される。「麻都漏波奴人等」（崇神記）――「荒夫琉神及摩都楼波奴人等」（景行記）と、後者にあっては、「神」も対象とされるのである。単に重ねて語るというものではないことが、そこに認められるが、それはどうとらえればよいか。

一

『古事記伝』は、「東方十二道」の広がりを具体的な国に引き当てて考え出そうとした。

さて十二は、何れの国々を合せたる数にか、今さだかに知りがたし、されどこゝろみに云ハば、伊勢尾張参河遠江駿河甲斐伊豆相模武蔵総常陸陸奥なるべきか、倭建ノ命ノ段にも、東方十二道とあり、是レ上ツ代の定めなりけむかし[2]

ここで「道」＝「国」と解することの当否については後に検討するとして、大事なのは、「今さだかに知がたし」と認めておきながら、実際には「東方十二道」を構成する国々の列挙が試みられている点である。この解釈は現代に至って、定説化したと認められる[3]。しかし、さきに見た通り、『古事記』は「東方十二道」の構成については何も語らないのであるから、『古事記伝』の比定は自明のものではない。ここで改めて問い直す必要があるのは、『古事記伝』の注釈の意味するところである。

それについては、成務記の「亦定賜国々之堺」（二四〇頁）に対する『古事記伝』の注が参考となる。

さて、天ノ下の国々の分属の、古書に見えたるは、水垣ノ宮ノ段に、高志ノ道、【後の北陸道なり】東方十二道、【日代ノ宮ノ段にも見ゆ、東海道なり、十二は国の数ぞ】書紀ノ同ジ御巻に、北陸、東海、【崇峻ノ巻に、北陸道、東海道と見ゆ、】西道、【山陽道なり】また四道、【古の北陸東海西ノ道と丹波なり】景行ノ巻に、東山道、十五国など見え、孝徳巻に、畿内の定め見えて、【此は後の定めとは、其ノ界限いさゝか異なることありき、又此より前、崇神ノ巻、仁徳ノ巻、欽明ノ巻などにも、畿内と云ことは見えたれども、其はたゞ文のみなり、】持統ノ巻に、四畿内と云こと処々に見え、【こは後の五畿内と同じ、当昔河内和泉は、一国なればなり、】天武ノ巻に、山陽ノ道、山陰ノ道、【成務ノ巻に、山陽山陰とあるは、此二道を云るに非ず、】又東海、東山、山陽、山陰、南海、筑紫、と六道並て見え、【此レに北陸の入ざるは、いかなることにか、】文武紀に、七道と見えたり、さて諸国の総ての数は、古へに幾許とも云ること物に見えず、【旧事紀の国造本紀に挙たる国々なども、なほ漏たるも多かるべければ、拠としがたし、】これも孝徳天皇の御世には、慥に定まりつらむ、（中略）さて後にも一国を二ッに分ヶ、又二国を一ッに合せなど、御世々々に彼此変りしもありつるを、嵯峨ノ天皇ノ御世、弘仁十四年に、越前ノ国を割て、加賀ノ国を建られて、六十八国【此ノ内に壱岐と対馬とをば嶋と云て国とはいは

ず、】に定まれる後、今の如くにして、永く革れること無し、[4]ここに素描されているのは、律令制下の「七道」制に至るまでの行政区画制度の沿革であり、「東方十二道」は「東海道」の前身と定位されている。さきの引用でも「上代の定めなりけむかし」とあるように、「東方十二道」を古代の制度として実体的に捉えるのである。

こうして、「東方十二道」は、後には令制の行政区画「東海道」に発展するものとして意味づけられた。「東方十二道」を国家の制度史のなかに位置づけようとする試みであり、「東海道」という現実の行政区画――それは古代の律令制から、近世まで通じて「永く革れること無」くあったもの――が、古制（「東方十二道」）から繋がっていることを確かめ直すものであったといえよう。あえて実際の国名を列挙していくのも、歴史的な実態としての「東方十二道」を保証し、確信するためなのであった。[5]

それは、『古事記』の「東方十二道」を、『日本書紀』『続日本紀』が語る歴史のなかに組みこむという操作を経てなされたものであった。しかし、『古事記』に「東海道」は登場せず、逆に、『日本書紀』には「東方十二道」は一度も現われない。本来ならば結びつけられないものを無理に繋ぎ合わせたに過ぎず、それは、テクストの記述から離れた、新たな「歴史」の創造であったといえる。

また、従来の「東方十二道」論は「あづま」の国の位置づけを回避し続けてきたといわねばならない。東征は、倭建命が足柄の坂に立って「あづまはや」と嘆いたこと、そして、それを以って走水から足柄にかけての地域が「あづま」と名づけられ、最終的に酒折宮で御火焼の老人に「東国造」の地位を授けたというところで落着する。「東方十二道」は、その後は『古事記』に言及されることがないのであるから、「東方十二道」が「あづま」の国とどのように関わるのかを問わずには済まないであろう。

二

「東方十二道」の構成について、『古事記伝』を始め、諸注が東海道諸国を中心とした十二の「国名」を挙げる根拠となっているのは、「十二道」の「道」は「国」と同義であるという通説である。例えば、『古事記伝』は、

国造本紀に、東方十二国とあり、上の高志ノ道も、下文には、高志ノ国とあり、又孝徳紀に、前ニ以テ二良家大夫ヲ一、使ムレ治メ二東方八道ヲ一、既而国司之レ任ニ、六人ハ奉レ法ヲ、二人ハ違ヘリレ令ニ云々とある、此ニ国司八人の事を云るにて、八道は八国なること、明らけし[6]

といい、『先代旧事本紀』（国造本紀）の「上毛野国造」条、

瑞籬朝、皇子豊城入彦命孫、彦狭嶋命初治二平東方十二国一、為レ封。[7]

を引き合いに出す。しかし、「東方十二国」という表現は明らかに『古事記』の「東方十二道」からとっており、その「道」を「国」に置き換えることで、『先代旧事本紀』は制度としての東国の国造を歴史的に根拠づけようとしているのである。「道」を「国」として受け取る立場は、『先代旧事本紀』に寄りかかって合理化しようとしているに過ぎない。[8]

「道」が「国」と同義だといった場合、それは行政区画としての「国」に対応する、制度史的なありようを念頭に置いているのである。実際、山田英雄氏は、『古事記』の記述から「国」制に先立つ「道」制という古代の行政区画制度の存在を措定し、

蘇我氏時代の末期から大化改新の初期にかけての時期に行われたのではないかと推測してみよう。（中略）ともかく実施されたけれども、短期間に廃止されたものと推定するのである。道制の導入を全国同時期、同一方式であったと前提する必要はなく、地域的に異なった手続き、時期に実施されたのではないかと考えられる。[9]

と説く。金井清一氏の最新の研究でも、「道」を「道の要所要所に自然発生的に成立した「国」である」とし、

「道」が「国」であるという表現は「国」というものの古いあり方、「国」の成立経緯を示すものであったのだ。[10]

と捉えるのである。しかし、『古事記』自体の制度としては、さきに挙げた成務記の記事（二四〇頁）において、全国が「国」と「県」とに組織されたのであり、これこそが『古事記』の設定した「古代」世界の制度であった。

「道」＝「国」という理解は成り立つのか。「東方十二道」以外の、『古事記』本文中の「道」の用例は次のごとくである。固有名詞および「道速振」などのような枕詞的用法のものは除外した。

①且、其天尾羽張神者、逆塞二上天安河之水一而、塞レ道居故、他神、不レ得レ行。（上巻、一〇六頁）

②故爾、使二天迦久神一問二天尾羽張神一之時、答白、恐之。仕奉。然、於二此道一者、僕子、建御雷神可レ遣、乃貢進。[11]（同）

③故、専汝往将レ問者、吾御子為二天降一之道、誰如此而居。（同、一一四頁）

④乃乗二其道一往者、如二魚鱗一所レ造之宮室、其綿津見神之宮者也。（同、一二六頁）

⑤妾、恒通二海道一欲二往来一。（同、一三六頁）

⑥又、問、汝者、知二海道一乎、（神武記、一四二頁）

⑦今、自レ天遣二八咫烏一。故、其八咫烏、引道。[12]（同、一四八頁）

⑧大吉備津日子命与若建吉備津日子命二柱、相副而、於二針間氷河之前一居二忌瓮一而、針間為二道口一以、言二向和吉備国一也。（孝霊記、一七〇頁）

⑨又、此之御世、大毘古命者、遣二高志道一……（崇神記、一八八頁）

⑩爾、其神、大忿詔、凡、茲天下者、汝非二応レ知国一。汝者、向二一道一。[13]（仲哀記、二四二頁）

⑪故、到二坐木幡村一之時、麗美嬢子、遇二其道衢一。（応神記、二六〇頁）

⑫如此歌、幸行時、以二御杖一、打二大坂道中之大石一者、其石、走避。（同、二六八頁）

⑬其女人白之、持レ兵人等、多塞二茲山一。自二当岐麻道一廻、応二越幸一。（履中記、三〇八頁）

⑭初大后坐二日下一之時、自二日下之直越道一、幸二行河内一。（雄略記、三三六頁）

⑮是物者、今日得レ道之奇物。（同、三三八頁）

⑯又、天皇、婚二丸邇之佐都紀臣之女、袁杼比売一、幸二行于春日一之時、媛女、逢レ道。（同、三四八頁）

一覧して明らかなように、『古事記』における「道」とは、往来する場所、つまり「道路」（④・⑤のような海路も含む）が第一義である。「東方十二道」は、「東方の十二本の道路」として理解するのが自然であろう。「十二」という数字は概数ではなく、実数として了解すべきことを求める表現であるが、前述したように具体的な地名を想起させるものではない。繰り返しになるが、それを特定することに意味はあまりない。それは例えば、「凡、此大帯日子天皇之御子等、所レ録廿一王、不二入記一五十九王、并八十王之中……此三王、負二太子之名一。自レ其余七十七王者、悉別二賜国々之国造、亦、和気及稲置・県主一也」（景行記、二一四頁）という王子の数「七十七」も実数であるが、分封された七十七の国や県を具体的に考え出そうというのと同様に、そもそも問題の設定が有益なものではないだろう。ただし、倭建命の東征が「尾張国造之祖、美夜受比売之家」（二二四頁）を起点とし、そこから相武国の「国造」のもとに至ったというのが示唆的であろう。要するに、後に「定二賜大国・小国之国造一」（二四〇頁）の際に国造が置かれるような、政治の中心地となるような地点を結んでいったものだと考えられる。

そこを平定することの意味については、用例⑧と⑨が特に注目

される。⑧は、大吉備津日子命と若建吉備津日子命の二人が、播磨（針間）国を「道口」（「道」の入り口）として吉備国を平定したという。⑨は、大毘古命によって「高志道」の討伐がなされたという。つまり、征服する対象の地域に臣下を派遣することを、「道」への派遣と表現するのは「東方十二道」の文脈と同じである。なお、「高志道」が平定後に「高志国」として表わし出されることについて、「高志道」と「高志国」は文脈的に同義ではないかと考える向きもあるだろうが、[14]「高志道」の場合は同じ「高志」の地名を冠する「国」で制度的に引き受けたというだけであって、その考えを「あづまの国」の制度化によって完結する「東方十二道」平定の文脈に適用することはできない。

「東方十二道」が他の例と決定的に違うのは、これが具体的な地名を表わし出していないという点である。

於是、天皇、惶二其御子之建荒之情一而詔之、西方有二熊曾建二人一。是、不レ伏無レ礼人等。故、取二其人等一而、遣。（中略）即如二熟瓜一振析而、殺也。（中略）然而、還上之時、山神・河神及穴戸神皆言向和而、参上。

（景行記、二一六～二一八・二二〇頁）

即、入二坐出雲国一。欲レ殺二其出雲建一而、到即結レ友。（中略）即、倭建命、抜二其刀一而、打二殺出雲建一。（中略）故、如此撥治、参上、覆奏。

（同、二二〇・二二二頁）

西方の討伐対象地域が、「国」として「熊曾」「出雲」という名称をすでに持つのに対して、相武国以東は、「都久波」（筑波）や「邇比婆理」（新墾）といった地名は確かに見られるものの（二二八頁）、ある平面的な広がりに対する固有の呼称を持たない。名称を持たず、道の数で地域が示されるというのは、そこがいまだに「国」として制度のなかに組み込まれていないということを意味する。東征譚の結末部は、その点から理解されるべきである。

故、登二立其坂一、三歎、詔云、阿豆麻波夜。故、号二其国一謂二阿豆麻一也。即、自二其国一越二出甲斐一、坐二酒折宮一之時、歌曰、（中略）是以、誉二其老人一、即給二東国造一也。

（二二八頁）

これは、「号其国」といい、また「自其国越出甲斐」ともあるように、東方地域が初めて「国」として組織化されたことも示すのではないか。それは崇神天皇代では果たされなかった事業であった。崇神記では、「故、大毘古命者、随二先命一而、罷二行高志国一。爾、自二東方一所レ遣建沼河別与其父大毘古、共往二遇于相津一。故、其地、謂二相津一也」（一九二頁）とあるように、「高志国」とは異なって、「東方十二道」は最後まで「国」ではなく「東方」として表出されるのである。

東方の「国」としての成り立ちが語られるという文脈は、最後の「是以、誉其老人、即給東国造也」とある国造の任命記事に至るまで一貫する。倭建命によって名付けられたというだけで済むものではなく、国造を置くことによって、国としての制度的完成を果たすのである。「定賜国々之堺」（二四〇頁）の「国々」も、倭建命による達成を受けての謂であった。なお、「あづま」の国は房総半島から先の地域に設定される。現実の令制においては安房・上総・下総・常陸などの諸国に相当する地域だが、国としての「あづま」がこの後どうなったか、古事記は何も語らない。前掲「定賜国々之堺」において再編されたと見るのが一案である。

『日本書紀』の対応箇所と見比べてみれば、国としての「あづま」という位置づけがより明確になろう。

時日本武尊毎有顧弟橘媛之情。故登碓日嶺、而東南望之三歎曰、吾嬬者耶。故因号山東諸国曰吾嬬国也。

（三七八～三八〇頁）

「あづまはや」と嘆くのは『古事記』と同じだが、その結果は、坂東諸国の総称「あづま」が誕生したというに過ぎない。東方世界はすでに幾つかの国として制度化されているのであって、『日本書紀』に「東方十二道」が現われない所以でもある。それと呼応して、

蝦夷既平、自日高見国還之、西南歴常陸、至甲斐国、居于酒折宮。時挙燭而進食。是夜以歌之問侍者曰、

珥比廢利菟玖波塢須擬氏異玖用伽禰菟流

諸侍者不能答言。時有秉燭者。続王歌之末而歌曰、

伽餓奈倍氏用珥波虚虚能用比珥波苔塢伽塢

即美秉燭人之聡而敦賞。

（三七六～三七八頁）

歌の取り交わしをおこなった秉燭者に対しては「敦賞」とあるだけで、国造に任命することもないという次第になる。

なお、付言する。国造の任命というのは、「自其余七十七王者、悉別賜国々之国造、亦、和気及稲置・県主也」（二一四頁）とあるように（「別賜」の主体は景行天皇である）、天皇の専権に属するものである。『古事記』にあっては、倭建命の妻を「后」（二二六頁等）と呼び表わし、その死を「崩」（二三四頁）と表現するなど、用語の面において倭建命が天皇に準ずる扱いを受けていることは既に福田良輔氏が指摘している。[15] しかし、用語の面だけでなく、国造任命という行為自体が、倭建命の特別な位置づけを示し出しているものとして注意されなければならないであろう。

三

すでに見てきたように、「東方十二道」は崇神天皇代に一度討

伐されている。倭建命の再度の派遣の意義について、「すでに果たされたところを再確立しつつ、さらにその外――それがアヅマ――に及んで天皇の世界は完成されるのである」[16]と言及したものもあるが、この問題に改めて目を向けたい。平定が済んだ地域を重ねて征討することを実行にうつすのは、『古事記』においては他にないのである。『古事記』中巻で語られる、一連の国内平定の記事は、以下の通り（当該箇所は除く）である。それぞれの端緒と結末の部分を示す。

①神倭伊波礼毘古命与其伊呂兄五瀬命二柱、坐二高千穂宮一而議云、坐二何地一者、平聞二看天下之政一。猶思二東行一、即自二日向一発、幸二行筑紫一。（中略）故、如此言二向平二和荒夫琉神等一、退二撥不レ伏之人等一而、坐二畝火之白檮原宮一、治二天下一也。（神武記、一四〇・一五六頁）

②大吉備津日子命与若建吉備津日子命二柱、相副而、於二針間氷河之前一居二忌瓮一而、針間為二道口一以、言二向和吉備国一也。（孝霊記・一七〇頁）

③又、此之御世、大毘古命者、遣二高志道一、其子建沼河別命者、遣二東方十二道一而、令レ和二平其麻都漏波奴人等一。（中略）爾、自二東方一所レ遣建沼河別与其父大毘古、共往二遇于相津一。故、其地、謂二相津一也。是以、各和二平所レ遣之国政一而、覆奏。（崇神記、一八八頁・一九二頁）

④於是、天皇、惶二其御子之建荒之情一而詔之、西方有二熊曾建二人一。是、不レ伏無レ礼人等。故、取二其人等一而、遣。（中略）即如二熟瓜一振析而、殺也。（中略）然而、還上之時、山神・河神及穴戸神皆言向和而、参上。（景行記、二一六～二一八・二二〇頁）

⑤即、入二坐出雲国一。欲レ殺二其出雲建一而、到即結レ友。（中略）即、倭建命、抜二其刀一而、打二殺出雲建一。（中略）故、如此撥治、参上、覆奏。（同、二二〇・二二二頁）

大毘古命と建沼河別命の親子は相津で合流した後に、「是以、各和二平所レ遣之国政一而、覆奏」したわけだが、「所レ遣之国政」とは、上文の「令レ和二平其麻都漏波奴人等一」を受けており、「東方十二道」の平定は、この段階で成功したと理解される。

その点で、『日本書紀』（景行紀）の文脈は合理的で明快である。崇神紀において武渟川別の東方遠征が語られることは『古事記』と同じだが、景行紀に、

四十年夏六月、東夷多叛、辺境騒動。
秋七月癸未朔戊戌、天皇詔二群卿一曰、今東国不レ安、暴神多起。亦蝦夷悉叛、屡略二人民一。遣二誰人一以平二其乱一。（三六八頁）

日本武尊の東国派遣の契機が、東夷の「叛」であったとされる。それに先立って、同二十七年二月十二日条には、

武内宿禰自二東国一還之奏言、東夷之中、有二日高見国一。其国人男女並椎結文身、為人勇悍。是総曰二蝦夷一。亦土地沃壌而曠之。撃可レ取也。（三六四頁）

「日高見国」という、武蔵川別によって平定された土地とは別の世界が明示されている。二度目の東征は、反乱を鎮め、未踏の肥沃な土地に進出するためであったというかたちで納得され、四十年是歳条の「蝦夷既平、自二日高見国一還之」（三七六頁）と首尾対応する。

それに対し、『古事記』における倭建命の「東方十二道」派遣の意味は、建沼河別命の果たしたことが「令レ和二平其麻都漏波奴人等一」であるのと、倭建命は「言二向和三平東方十二道之荒夫琉神及摩都楼波奴人等一」と、「神」という存在を含んでの秩序化を実現したということとの間に見るべきではないか。特に、建沼河別命とは異なり、倭建命の平定には「言向」が用いられていることに注目したい。例外もあるが、「言向」の対象は主に「神」なのである。[17] 倭建命が尾張国の美夜受比売のもとから相武国へ向かう際の記述にあって、「幸二于東国一、悉言二向和三平山河荒神及不レ伏人等一」（二二四頁）と総括的に述べられていることが、景行天皇の詔の「言二向和三平東方十二道之荒夫琉神及摩都楼波奴人等一」と対応することにも見る通りである。

この神の「言向」について、例えば、西郷信綱氏が、

古事記中巻を組みたてるあれこれの話は、ひろい意味でやはり神話と呼ぶことができる。（中略）中巻のあれこれの話を読むにさいしては、だから上巻の神代の話をつねに想起しながら読まねばならぬ。さし当っての主題についていえば、「科野の坂の神」を言向けたというヤマトタケル東征譚中のいかにもそっけない一行も、こうして神代のタケミナカタの話を想起しそれとかさねて読むに及び、始めてゆたかな意味に充填されてくる。[18]

と主張するのだが、倭建命東征譚は、『古事記』中巻のなかにある神話的な物語、あるいは神話の語り直しというかたちで納得して済むだろうか。中巻の物語は、天皇の支配が大八島国の全体にわたって、いかに確立されたかという経緯を語ることを中心軸に据えており、その全体的な主題との関係で説明されねばならない。

その点で、神野志隆光氏が「荒」に着目して倭建命の物語の意義を論じたことは、『古事記』中巻の主題論とも関わる重要な提言であった。

「荒ぶる神を言向ける」という用例を集中させた三つの部分、

「国譲り」の段・「神武記」・「景行記」（ヤマトタケル）に、特別な位置を『古事記』はその表現によって与えようとしている。すなわち、あるべき秩序――とりもなおさず現在につながるそれ――を達成する劃期、換言すれば「王化」の劃期たる位置である。それによって「王化」の歴史をつかみ構築するのである。[19]

『古事記』は、天皇を頂点とする古代国家の、あるべき秩序の対極にある「荒」を治めるのが「王化」の実現に不可欠なものであったと語っているのだという。それ自体は首肯されるとしても、神を祭ることの問題についてはなお踏み込むことが必要であろう。

上に示した①から⑥の、中巻における平定記事を改めて読み返してみよう。①の神武天皇は「言向平和荒夫琉神等、退撥不伏之人等」と、「倭」における「人」と「神」の世界に完全な秩序をもたらしたと語るわけで、④および当該箇所と同様の構造をもつ。②では直接の言及はなされていないが、「言向和吉備国」と「言向」が用いられていることと、「居忌瓮」が暗示的である。「忌瓮」を通説通りに「いはひへ」と訓むならば、『万葉集』には九例確認でき（三七九・四二〇・四四三・一七九〇・三二八四・三二八八・三九二七・四三三一・四三九三）、三七九歌の題詞「大伴坂上郎女祭神歌一首并短歌」とあるように、祭祀もしくは呪術に関わる器具だと予想される。⑤についても、出雲建の誅殺だけが語られているように見えるが、出雲の祭祀については、すでに垂仁記において、

於是、覆奏言、因拜大神、大御子、物詔。故、参上来。故、天皇、歓喜、即返菟上王、令造神宮。（二〇八頁）

と、出雲大神（大国主神）の神宮造営が語られていることを想起したい。これは「修理我宮、如天皇之御舎者、御子、必真事登波牟」（二〇六頁）という出雲大神の夢告に従ったもので、この場合、「神」の世界と「人」の世界の問題の決着は、別々に語られたことになるわけだが、世界の調和をもたらすためには「神」の世界の秩序化は避けて通れないのである。

大八島国の秩序は、「人」の世界と「神」の世界、その双方にわたって完成される必要があった。倭建命による東征は、建沼河別命の段階では未解決のままで残された、「神」の「和平」を果たすことにあったと了解される。例えば、倭建命が相武国造にむざむざ欺かれてしまった場面も、そこから理解されよう。

故爾、到相武国之時、其国造、詐白、於此野中有大沼。住是沼中之神、甚道速振神也。於是、看行其神、入坐其野。（二二四頁）

これを、守屋俊彦氏のように、

一体、神は聖なるものなのだから、俗な人の目で見てはいけないのである。（中略）倭建命もそのことは十分承知していた筈なのである。だのに、相武国の国造から野の中の沼に神がいるといわれると、この常識を破って、「その神を看行はし」に出掛けているのである。この時点で、禁忌への判断力が鈍っていたとみるべきであろう。[20]

と説くのは当たらない。「道速振神」は『古事記』上巻に用例が見え、「道速振荒振国神等」（九八頁）と、「荒」とセットになって出てくるのが示唆的である。「道速振神」を鎮め、それをあるべき秩序のなかに組み込むことこそが倭建命の任務なのであった。[21]

大八島国における神の世界の秩序化というのは、最終的には、神を祭ること、つまり祭祀の制度化に帰着するはずのものとして捉えられる。神の「言向」について見てきたことは、『古事記』にとって――古代の祭祀の現実ではなく、『古事記』というテクストにとって――祭祀とは何であるかという、より大きな問題につながる。

古事記には、随所でさまざまな祭祀が描かれているが、それは作品としての古事記の世界像・歴史像のなかでいかなる意味をもっているのか。（中略）古事記においては、国作りや国家の安定と版図の拡大、そして反逆などの重要な節目において、明示的に祭祀が語られている。このように、祭祀を含みこみながら物語られる古事記の世界像・歴史像の分析が、やはり必要なのではないか。[22]

という米谷匡史氏の指摘が想起される。具体的にいえば、倭建命が大八島国の東西で相手取ったのは、「山神・河神及穴戸神」（二二〇頁）、「山河荒神」（二二四頁）、「山河荒神等」（二二六頁）、「坂神」（二二八頁）、「山神」（二三〇頁）といった神々であった。しかし、これらの神々は単に征伐されるだけの存在ではない。「言向」が果たされ、秩序に組み込まれた「山神」「河神」「坂神」らは、「又、於二坂之御尾神及河瀬神一、悉無二遺忘一、以奉二幣帛一」（崇神記、一八四頁）、あるいは「今寔思求二其国一者、於二天神・地祇、亦、山神及河・海之諸神一、悉奉二幣帛一」（仲哀記、二四四頁）と、「幣帛」を献上する対象として『古事記』に立ち現われる。それが『古事記』が設定した古代祭祀の制度の一端なのである。

『古事記』の倭建命東征譚の意味を「東方十二道」という表現に即して考えてきたが、まとめていえば以下の通りとなる。「東方十二道」は、倭建命に先立って、建沼河別命によって征伐されているが、そこでは「東方十二道」における神の世界の秩序化は問題とされていない。倭建命は、そこでは果たされなかった神の「言向」を行なう。さらに、国造を任命することによって、「道」

であった東方の広がりを「国」として制度化することを果たす。「あづまの国」の成立によって、大八島国全体が天皇の世界として秩序化されたと『古事記』は語るのである。

注

（1）以下、『古事記』『日本書紀』の引用は、新編日本古典文学全集本（神野志隆光・山口佳紀校注訳『古事記』小学館、一九九七年。小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注訳『日本書紀　一』小学館、一九九四年）により、その頁数を示す。原文の割注は省略した。以下同じ。『古事記』、二二二頁。

（2）『本居宣長全集　第十一巻』（筑摩書房　一九六九年）四〇～四一頁。割注は省略。

（3）次田潤『古事記新講』は『古事記伝』の説を紹介して「併し此等は国郡制定後の名称であるから、大体に於て東海東山二道と見てよい」といい、倉野憲司校注『古事記　祝詞』（日本古典文学大系）や『古事記大成　本文篇』もまた『古事記伝』を引く。「東海道十二国は、伊勢・尾張・参河・遠江・駿河・甲斐・伊豆・相模・武蔵・総・常陸・陸奥をいう」（西宮一民校注『古事記』新潮日本古典集成）はそれと明記していないが、明らかに『古事記伝』の挙げる十二国を受けている。通説化したという所以である。また、辻憲男「『古事記』の「東方十二道」とは何か」（『親和国文』四十号、二〇〇五年十二月）は、東方十二道を遠江・駿河・甲斐・相模・武蔵・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野・陸奥の総称だと主張するが、東方十二道を構成する具体的な国々を考え出そうとする発想は従来と同じである。そのなかにあって、新編日本古典文学全集『古事記』は『古事記伝』所説の国名を挙げながら、「具体的な国名はあまり問題ではない」と述べ、異なる見地を示す。

（4）『本居宣長全集　第十一巻』、三二七～三二八頁。

（5）このような「古代史」を構築することによって、現実世界の成り立ちを『古事記』『日本書紀』に語られる「古伝」のなかに確認しようとする。『古事記伝』の注釈の態度については、神野志隆光「神話の思想史・覚書」（『萬葉集研究　第二十二集』塙書房、一九九七年）、金沢英之『宣長の『三大考』』（笠間書院、二〇〇五年）を参照。

（6）『本居宣長全集　第十一巻』、四〇頁。

（7）鎌田純一『先代旧事本紀の研究　校本の部』（吉川弘文館　一九六〇年）三一九頁。

（8）『日本書紀』の例にしても、「八道」を「八国」と捉えた場合、「国司」という用語と「道」の間で整合が取れるのかどうか。『日本書紀』の用例は、それ自体なお考察すべき点が残されている。

（9）山田英雄「もう一つの道制試論」（『日本古代史攷』岩波書店、

一九八七年。初出、一九七六年）九七頁。

(10) 金井清一「ヤマトタケル物語の「東方十二道」について」（『論集上代文学　第二十六冊』笠間書院、二〇〇四年）一四三、一四四頁。

(11) 「此道」について、『古事記伝』の「葦原中国言向に行事を云」を受け、「この件では」（新潮日本古典集成）や、「この任務には」（新編日本古典文学全集）と捉えるのは再考を要する。「大毘古命者、遣二高志道一」などの言い回しから類推するに、「この道には、私の子、建御雷神を派遣するのがよろしい」と解くのが素直であろう。「此道」は、「此葦原中国者、我御子之所レ知国、言依所レ賜之国也。故、以下為於二此国一道速振荒振国神等之多在上、是、使二何神一而将二言趣一」（九八頁）という、天照大御神・高御産巣日神の意志の実現に向けての試みが続く場面のなかでの発言であるから、「葦原中国への道」を意味する。高天原から葦原中国への行程が、「道」を降るものとして認識されていることについては、③の「天降之道」などに見られる通り。

(12) 「引道」は、『古事記大成　本文篇』が「「道」は「導」に通ずるか」といい、新編日本古典文学全集も「引導」と同義とする。確かに、「道」と「導」は通用字の関係にある（「令上各率二其意一以道レ民下焉」、『漢書』文帝紀。顔師古注に「道読曰レ導」）が、ここは「……諸々の　大御神たち　船舳に　導きまをし［道引麻遠志］……」（『万葉集』巻五・894）ともあるように、和語「みちびく」を、その語源（「道引く」）を意識しながら表記したものと考えて大過ないだろう。

(13) 「向二一道一」は難解である。ここは文脈上、「天下」との対比のなかで「一道」を捉えるべきだというのは間違いない。仁徳記の「於是、天皇、登二高山一、見二四方之国一、詔之、於二国中一、烟、不レ発、国、皆貧窮。故、自レ今至二三年一、悉除二人民之課役一」（二八六頁）に見られる通り、天皇にとっては「四方」という「天下」の広がり全体が統治の対象として意味を持つのであって、「一道」に向かえというのは、その資格の剥奪だと、一応は考えられる。そもそも「道に向かう」というのは落ち着かない表現で、すっきりしないのは事実だが、類例がないために未解明の部分は残されてしまう。

(14) 『古事記伝』をはじめ、「道」が「国」と同義であるとする説の根拠ともなってきたものである。

(15) 福田良輔「倭建の命は天皇か―古事記の用字に即して―」（『古代語文ノート』南雲堂桜楓社、一九六四年。初出、一九五五年）。

(16) 神野志隆光『古事記　天皇の世界の物語』（日本放送出版協会一九九五年）二〇九頁。

(17) 倉野憲司『古典と上代精神』（至文堂　一九四二年）二五八～二六〇頁。「言向」が具体的に何を意味するかという点について、

「服属誓詞の言上」（神野志隆光「「ことむけ」」『古事記の達成』東京大学出版会、一九八三年。初出、一九七五年）と捉える考えが提示されている。

(18) 西郷信綱「古事記の行間を読む」（『古代の声　増補版』朝日新聞社、一九九五年。初出、一九八七年）九九～一〇〇頁。

(19) 神野志隆光「荒神」（前掲『古事記の達成』初出、一九七五年）一七二頁。

(20) 守屋俊彦「沼の神を看る」（『ヤマトタケル伝承序説』和泉書院、一九八八年。初出、一九八六年）一〇一、一〇五頁。

(21) 倭建命は倭に帰還できずに死んでしまうが、東征の起点である尾張に戻り、「亦、思二還上之時、将レ婚、期定而」（二二四頁）という約束を果たして美夜受比売と結婚したと語られることによって、東征は成功したものとして捉えられる。

(22) 米谷匡史「【補論】古事記における祭祀をめぐって」（神野志隆光編『古事記の現在』笠間書院、一九九九年）一四八、一四九頁。

付記　本稿は、第五十八回萬葉学会全国大会（二〇〇五年十月九日、於同志社女子大学）研究発表会での口頭発表に基づく。席上、御意見御批正を多く頂きました。記して感謝申し上げます。

（ふくだ　たけし・武蔵大学非常勤講師）

黄葉片々

ミハ山・飛鳥神奈備説の疑義を質す

井村哲夫

『続明日香村史』中巻「文学編」に寄せた拙稿[1]に於いて「神岳」や「飛鳥の神奈備」（飛鳥坐神社の天長六年以前の旧社地「高市郡賀・美郷甘南備山飛鳥社」）に関して述べるところがあり、その比定地について従来行われている主な説を挙げて、急ぎ足に簡略なコメントを加えた。その際、岸俊男氏の著名な「ミハ山・飛鳥神奈備説」[2]に対し、かねて抱いていた素朴な疑問を添えることをした。その後、和田萃氏の論文「新城と大藤原京―万葉歌の歴史的背景」[3]に接した。それによると、「ミハ山・飛鳥神奈備説」は、一九七〇年（昭和四十五年）当時、『明日香村史』編集進行中、岸俊男氏に従って村内の小字調査に従事しておられた折の和田氏の発見と調査に基づくところであったということを知った。同論文にはミハ山実地検分の報告も記されていてたいへん具体的かつ説得力に富む。筆者の不明を恥じなければならない。かれこれ「ミハ山・飛鳥神奈備説」について今一度、和田氏論文にも言及しつつ、敷衍した意見と質疑を公表する必要が生じた。

岸俊男氏は、明日香村の地籍図を検して、中ツ道延長線の行きあたるところ、橘寺の南、俗にいうフグリ山の西に連なる山の一帯に「ミハ山」の小字名が遺っているところが、飛鳥坐神社の旧社地・飛鳥の神南備であり、赤人歌ほかの「神岳」「神名備山」であろうとした。氏は「ミハ山」を「神山」と解釈されたようである。岸氏説を支持して、「『ミハ』とは『ミワ』であって神のことである。」と言う千田稔氏の意見[4]も見た。これは岸氏の解釈を代弁している意見かと思う。和田萃氏もまた、「ミハ山」という地名が「神体山で大物主が籠ります『三輪山』と同じ呼称」であることに注目されたのであった。

さて「ミハ山・飛鳥神奈備説」に対して、かねて私が抱いてい

た疑問は次のようである。

疑問㈠橘は飛鳥の域外ではないのか

明日香村土地台帳を披見すれば、大字橘の七二三～七二九番地（七二四番地を除く）にわたり、小字「ミハ山」が認められた。ところで「橘」の地は、飛鳥の域外であって、「橘・嶋などは『飛鳥』に近接する別の地域として意識されていたのであろう。」（『明日香村史』上巻「歴史編」古代2「飛鳥の範囲」一三一～一三二頁）という岸氏の御意見に私は双手をあげて従うものであるが、はたしてそうであるならば、「橘のミハ山」は「飛鳥神奈備」ではあり得ず、「飛鳥社」とも称し得ないのではないか。同じ論文中（一二七頁）に「ミハ山・飛鳥神奈備説」もまた展開されているところであるから、その意見の整合性が疑われるのである。

疑問㈡橘ミハ山は賀美郷域でなく、檜前郷域ではないか

「橘」の位置に関して今一つの疑義がある。周知の『日本紀略』淳和天皇天長六年三月庚辰朔己丑条の記事、

大和国高市郡賀美郷甘南備山飛鳥社。遷同郡同郷鳥形山。依神託宣也。（新訂増補国史大系）

によれば、飛鳥神奈備と鳥形山とは「同郡同郷」なのであるから、「ミハ山・飛鳥神奈備説」が成り立つためには、橘の「ミハ山」が『和名抄』「賀美郷」の郷域内でなければならないわけだが、その点に疑義がある。

『和名抄』高市郡七郷「巨勢・波多・遊部・檜前・久米・雲梯・賀美」の内の「賀美郷・檜前郷」がおおよそ現在の明日香村域に比定されている（『角川日本地名大辞典（奈良県）』地誌編「明日香村」一三九四頁）。「賀美郷」については、『大和志』が「飛鳥村」（今日の明日香村大字飛鳥の範囲をさす）というが、これは狭きに過ぎるようで、もっと範囲を広げて考えてよい。桜井満氏[5]は、「飛鳥川上流の南淵山を囲む地域から雷・豊浦までの流域と飛鳥の岡の奥山まで」を賀美郷域と見てよいという。大凡の見当としては妥当かと思うが、細部にわたっては漠としていて、橘が賀美郷域内か否かは不明。『大日本地名辞書』は「賀美郷」の項に「和名抄、高市郡賀美郷。飛鳥の地にして今飛鳥高市の二村是なり」と言い、その郷名下に「橘」も「川原寺址」「野口荒墓」も記載している。「橘」「川原」「野口」は旧高市村（明治二十二年～昭和三十一年）の村域内であったから、『大日本地名辞書』に依拠する限り、「ミハ山・飛鳥神奈備説」は安泰であるかに見える。しかし、ちょっと待て。『地名辞書』の解説は、今の行政区画名で言えば大凡この見当なり、というほどの物言いである。近代の

行政区画的村域が、そっくりそのまま古代の郷域に当てはまるわけではない。時代によって細部に出入り・異同があることは言うまでもない。権威ある辞書といえども無批判に依拠するわけには行かない。

そこで視点を変えてみよう。旧高市村域内の「野口」及び「川原」については、『和名抄』「賀美郷」域ではなく、「檜前郷」域であると考えるべき史料がある。まず「野口」については、「檜隈大内陵(延喜式諸陵寮)」の存在からして、『和名抄』「檜前郷」域であることはすでに明らかである。「野口王墓」が「檜隈大内陵」に比定されており、それを疑う人は今やいないはずである。

次に「川原」については、『欽明紀』七年七月条「倭国今来郡言」に「川原民直宮檜隈邑人也」とある記事が参考される。「川原民」は明日香村川原に居住する東漢系の一族である。『角川日本地名大辞典(奈良県)』(「ひのくま・檜前〈明日香村〉」の項目中「〔古代〕檜隈③檜隈邑」の項)にこの『欽明紀』の記事を示して、「川原民直の川原は現在の明日香村川原を示し、民直の居住地と推定され、檜隈邑の範囲に含まれる。」と言う通り、すなわち「川原」は『欽明紀』において「檜隈邑」であった。『欽明紀』「檜隈邑」は『和名抄』「檜前郷」の「前身」(『新編日本古典全集日本書紀』頭注)であるに相違ない。『欽明紀』において「檜隈邑」であった「川原」は、『和名抄』においてもなお「檜前郷」であったと推定してまず誤りは無いと思われる。

さて、「橘」は「川原」の南側に道一筋を挿んで直接し、西側は「野口」に直接している。「橘」と「川原」とは共にその東側を飛鳥川によって画されている。このような地勢上、「橘」もまた「川原」「野口」と共に『和名抄』「檜前郷」域と判断するのが、もっとも自然かと思われる。以上のように、「ミハ山」が『和名抄』「檜前郷」域であったとすれば、それは「賀美郷甘南備山飛鳥社」ではあり得ない。

疑問㈢ミハ山はミワ山か

明日香村地籍図の「ミハ山」は「ミワ山」であるのかどうか、最初に疑問を呈したのは、直木孝次郎氏[6]であって、

「ミワ山」ならスムーズに神山と解せられるが、「ミハ山」は果して神山か、すこし疑問が残る。この山がミワ山とよばれていたのなら、地籍図に小字名は「ミワ山」と書くのがふつうである。「ミハ山」と書いてある以上、この山は「ミハ山」で、「ミワ山(神山)」ではないという論理が成り立つ。

と疑った。ただし、実際には「ミワ山」といっていたものを、つい「ミハ山」と書いたのかもしれないから強く主張するつもり

はないとの条件付きである。桜井満氏また、「ミハ山がミワ山と記されることはあっても、ミワ山をミハ山とは言わないであろうし、ましてや記さないであろう。」と疑った。筆者もまた、注1稿において、明日香村の地籍図の作成者が「ミワ山」のつもりで「ミハ山」と書記したものならば、「仮名遣いの混乱か誤記というほかない。」と述べたことであった。

ただし、右の私の「仮名遣いの混乱か誤記」という発言については、木下正俊氏から御注意をいただいて、いま若干の反省がある。すなわち、ハ・ワの厳密な書き分け等仮名遣いの基準がいつの時代にもあったわけではないから、地籍図・小字「ミハ山」がいつの時代のものか不明である以上、誤記・混乱とばかり一概には決め付けられぬ。そこで、前言を修正して次のように言おう。明日香村地籍図の「ミハ山」は、文字通り「ミハ山」を書記したものとまず考えられるが、一方で「ミワ山」を書記したものと考える余地もある。すなわち、両者の可能性が五分五分であるとしても、「ミハ山・飛鳥神奈備説」はその出発に於いてすでに五〇％の不確実性を負う。

疑問㈣ミワ山は神山か

いま、「ミワ山」を書記したものと仮定してみよう。その際桜井市の「三輪山」が類推されるのであろう。しかし「三輪山」はあくまで桜井市の三輪の山であって、「神山」の意味を持たない。三輪山の枕詞が「味酒」であるように、「神酒」をミワとは言ったが、「神」をミワと言うことはなかった。もっとも地名「ミワ」に「神」の文字を当てることがあった。「三輪山」を「神山」、「大三輪」を「大神」と書いた。やがて氏族名「大三輪氏」を「大神氏」と書くことがあった。これらの例からミワは神、ミワ山は神山であるという類推もなされるのであろう。しかし、これらは三輪の土地と大物主神に関わる特殊例であった。「三輪の地の大物主神の神威が大きく、神と言えば三輪の神が思い起こされたので、ミワに神があてられるようになったのであろうか」（『時代別国語大辞典』）と考えられる次第である。神という文字を地名三輪に当てたのであって、ミワなる国語に神の意味があったわけではない。「神山」はついに「三輪（地名）の山」のことである。「アスカ」「カスガ」にそれぞれ「飛鳥」「春日」の文字を当てるが、「アスカ」「カスガ」に「飛ぶ鳥」「春の日」という意味はないのと同断である。ミハ山乃至ミワ山という地名から、それを直ちに神山・神奈備山と解釈することには無理がある。

付けて言う、これも木下正俊氏からいただいた示唆によるところであるが、仮に大三輪の大物主神をある土地に勧請した場合に、

その土地を、大三輪の神奈備になぞらえてミワ山と呼称することはあり得るであろう。それでは、当面の橘のミハ山の場合はどうなのか。『出雲国造神賀詞』によれば、大物主神を大御和の神奈備に坐せ、飛鳥の神奈備に坐せたのは賀夜奈流美命の御魂とある。およそ飛鳥坐神社四座の祭神に関しては古来紛々たる諸説があって収拾つけがたく、この方面からの議論は不毛と思われ、敬遠するに如かない。

以上、「ミハ山・飛鳥神奈備説」について四つの疑問を記した。これらの疑問が解けるまで、同説はなお定説などとは言い難い。とは言え、権威の説をあげつらって忸怩たる思いである。どうぞや蒙を啓いていただきたい。

和田萃氏のミハ山現地調査の報告

その報告(注3論文)は、現場の具体的状況に即した文章であるから、そのまま引用するに如くは無い。

ミハ山中腹の北側地点に至ると、眼下に橘寺がみえ、真北には香具山を望むことができた。辺りには白い小石を敷きつめた一画があって、やや大きめの石をケルン状に、約〇・五メートルほどの高さに積み上げており、古代の祭祀場を思わせた。そこから尾根を東へやや下ると、「フグリ山」の稜線に高さ一・五メートルほどの磐座群が散在していた。このようにミハ山からフグリ山にかけての一帯は、小さな白い石を敷きつめた「斎庭」を思わせる祭祀場や、近接して磐座群が所在し、神祀りの場所としてまことにふさわしい。ミハ山から北方を望むと、飛鳥京跡から飛鳥寺、遠く香具山を一望することができ、赤人の歌った景観を彷彿とさせる。飛鳥川はフグリ山の裾を縫うように流れており、神奈備山と称されるに足る条件を備えている。「ミハ山」の呼称は、平安初期に至るまで神奈備山であったことを、今に伝えるものだろう。

とある。すでに先に氏の高著『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』下(第四「飛鳥の神々」平成七年六月)においても同様な報告が記され、ミハ山からフグリ山へかけての一帯を飛鳥の神奈備山と推定できること、したがって式内加夜奈留美命神社(『出雲国造神賀詞』)は元来このミハ山に所在したとみることが可能である、と述べておられたところであった。

実地を踏んでいない筆者には、コメントの余地もないのだが、それらの石積み・敷き石が疑いもなく古代の斎庭であったものかどうか、岩石群が磐座と断定して憚らないものであるのかどうか、それを傍証できる祭祀の遺物の発見でもあればよいが、と期待するのは私の無い物ねだりであろうか。千年の歳月の経過はそれを

不可能にしているであろうか。もしそれらが古代祭祀の遺跡であると実証された場合には、「(仮称)橘の神奈備」――ただし「飛鳥の神奈備」とは別個の――として認めることにやぶさかでないことは申し添えておく。

注

(1)『続明日香村史』中巻「文学編」(平成十八年九月)第三章「飛鳥の万葉故地・第一節・明日香村村内の故地とその歌・一～五」二三八頁～二六九頁。

(2) 岸俊男氏「万葉歌の歴史的背景」『文学』三九巻九号(昭和四十六年九月)。再録『宮都と木簡―よみがえる古代史―』(昭和五十二年)。『明日香村史』上巻「歴史編」古代2(昭和四十九年八月)一二七頁。

(3) 和田萃氏「新城と大藤原京―万葉歌の歴史的背景―」『万葉』第百九十六号(平成十八年十一月)。この論文は平成十七年十月の万葉学会全国大会公開講演会における講演をまとめられたものである。私は同学会を欠席し、御講演を拝聴せずして失礼した次第。

(4) 千田稔氏「史書としての『万葉集』」学燈社『国文学』(平成十六年七月)

(5) 桜井満氏「飛鳥の神奈備山」『美夫君志』第四十一号(平成二年十月)。再録『万葉集の民俗学的研究』(平成七年三月)。氏は、賀美郷域がそのまま「古代飛鳥の地といってよく、飛鳥の甘南備山はこの地域の内に求めなければならない」として、新たに「南淵山」説を提唱した。賀美郷域がそのまま古代飛鳥の地とすることには疑問があり、南淵は飛鳥の域外と思われ、従って南淵山・飛鳥(あすか)神奈備説にはにわかに賛成できない。

(6) 直木孝次郎氏「飛鳥――再訪の旅・甘橿岡の政治と宗教」『明日香風』第八号(昭和五十八年八月)。再録『飛鳥――その光と影』(平成二年六月)。氏は、甘橿岡を「神の宿る橿の木、橿の山」として飛鳥神奈備とする説を推し進めた。私は甘橿岡・神奈備説をうべなう者であるが、ただし飛鳥(あすか)神奈備とは別個の「(仮称)甘橿(あまかしの)神奈備」として考えたいと思っている(注1稿)。

(いむら　てつお・京都府立大学名誉教授)

書評

橋本達雄著『万葉集の編纂と形成』

原田貞義

はじめに

周知のように橋本氏は、大伴家持や宮廷歌人とその作品研究の分野で、常に緻密で斬新な論を展開して来られた。氏のもう一つの主要な研究テーマである万葉集の編纂と形成に関する論がようやく上梓を見た。氏が成立論に着手したのは、昭和五十一年の『文学・語学』76号の「万葉集の成立論」で、以来、年に一本、二本と書き継いで来られたから、およそ三十年にわたる営為の蓄積である。

著書は序章から終章まで、二十一の論によって構成されている。

序章　万葉集の成立論の展望
第一章　原万葉の復元
第二章　巻二「寧楽宮」の歌について―増補・追補とその資料―
第三章　万葉集の編纂と金村・赤人たち
第四章　万葉集編纂の一過程
第五章　巻七について―雑歌部の資料と編纂―
第六章　巻七『古集』の範囲
第七章　巻九の私家集（一）
第八章　巻九の私家集（二）
第九章　巻十一・十二の資料
第十章　原巻十三と家持
第十一章　巻十三の表記と用字―拾遺・金村歌群との関連―
第十二章　巻十三の表記―拾遺・金村歌群との関連―
第十三章　巻十三の反歌・或本歌の一考察
第十四章　巻一・七九番歌は笠金村の作か

第十五章　藤原麻呂・大伴郎女の贈答歌と巻十三
第十六章　巻十六の編纂
第十七章　巻十六の構造と形成
第十八章　頭書「反歌」「反歌〇首」の表示について
第十九章　巻十七以降の反歌の頭書
終章　万葉集の編纂と形成

一

序章では、万葉集の編纂に触れた中古の文献の解釈から筆を起こし、主に近年の諸家の論を、「二部構造の論と撰者」「各巻の論」に分かち、諸説を紹介展望している。万葉集が幾度かの編纂過程を経て現在の集に至ったことには異論あるまい。著者も万葉集が巻一～巻十六の第一部、巻十七以降の二部構造を持つ見て、一章から四章では、巻一と二が「原万葉」を核に増補・追加して成り、次いで三・四と順次巻々が編纂されていったと見て形成の経緯を分析解明してゆく。

そこで「原万葉」出と推定する歌を、巻一雑歌から四十六首、巻二の相聞歌二十一首、挽歌五十首を抽出し、もとは百十七首を天皇代順に並べた一巻の歌集で、宮廷の威容を示し、若い文武を不動たらしめるため、新時代を予祝する軽皇子の歌と、旧時代の終焉を告げる高市皇子挽歌で閉じられており、編者の中には柿本人麻呂があったと推測する。

人麻呂が退いて二十年後、聖武の即位に伴い、長屋王が皇親政治の再現をはかり、金村・赤人らを登擢し、神亀末年頃に新たな歌集の編纂を企てる。彼らは人麻呂を継承し、「原万葉」が採り残した古歌を蒐集し、「原万葉」に比較的古い歌を補い、一巻本を二巻・三部立の歌集に再編集した。それが元明を今上とする呼称で統一され、霊亀年中で終わっているのは、そこまでを旧時代と認識し、往時を憧憬し追体験できる金村だったからで、それに追補し、天平十六・七年頃に現在の万葉集にしたのが家持であろうと推定する。

巻一と二では、編纂法を異にする点が多々あることから、従来は別々に編まれたと見られてきたが、著者はその相違を金村らが「原万葉」に増補し、一巻にした際に生じたもので、「原万葉」と巻二の編纂者と編纂時が異なるためであると見ている。

次いで巻三・四・六・八の原形部が金村や赤人の作か、金村周辺の作で終わっていることから、その資料は神亀の末年に金村らが集めた雑歌百八十八首、相聞五十音、挽歌二十三首、計二百六十一首から成る「拾遺・金村歌群」で、外に巻十二と十四を除く作者未詳歌の四巻中にも、多くの拾遺・金村歌が含まれていると

説く。それらの諸巻の増補部は、坂上郎女が保管していた旅人歌群と家持が集めた大伴歌群で、天平十六・七年ころに家持が増補編集したものであると論じ、最後に追補部についても言及している。

少し先走って言えば、著者の編纂論の最大の特色は、長屋王の庇護の下で、神亀の宮廷歌人笠金村・山部赤人らが作者不明巻を含む十六巻、第一部の諸巻の編纂に参画したと見る点にある。氏の見解は、夙に『万葉宮廷歌人の研究』の論で提起した、宮廷歌人は皇親政治の開始や復活と共に登場し、宮廷や従駕の地で頌歌を奏でたという、斬新な着意に裏打ちされたものであろう。それと共に注目すべきは、万葉集の第一部から二部の全巻にわたって、最終編者の大伴家持が増補や追補をし、現在の万葉集が成ったことを収録された歌や収録法、表現や表記、歌の受容などの点から、綿密に精査・検証している点である。いずれも問題を提起した傾聴すべき創見で裨益するところ大である。

二

五章と六章の巻七の論では、雑歌部の詠物の部は、家持の歌の受容からして、養老末年から神亀にわたる作品で、家持以前の大伴家資料と見る。羈旅部（古集）は金村らが神亀年中に集めた「拾遺・金村歌群」と古歌集から成っており、巻七は巻三の原形部と増補部に対応し、両巻の雑歌部は同じ資料であったと結論づける。

七章では巻九の私家集と他巻の所収歌との関係を論じる。巻二末尾の金村歌集歌は金村の資料だが、金村作と表示できない歌で、増補者は金村であるとする。巻三と巻四の金村関係歌は金村作、巻六の神亀四年丁卯の歌や膳王の歌、巻八・九の歌も金村集からの追補と見る。巻三・巻八の虫麻呂歌集歌は追補。巻三、六、九、十、十三の福麻呂歌集歌も全て追補で、巻々への分載は第一次の成立後の補入によるとする。巻七と九の古集は同一資料で、巻九の歌は巻七や他巻に収録するのに問題があって残っていたのを、巻九の第一次の編纂時に、人麻呂歌集より新しい作と見て、その後に配したという。なお、古集の入手経路についても言及し、それも金村・赤人歌群と見ており、巻九を「古」と「今」の歌の反復収録と見る伊藤博説とは違い、二度目の部分は増補だが、挽歌部だけは異なると見ており、虫麻呂歌集の歌が巻末に配された理由についても推考を巡らしている。

八章では人麻呂歌集非略体歌百三十一首が諸巻に分載された理由を考え、巻九雑歌前半部の歌集出歌の範囲を定める。巻九は金村らの所持する古集と人麻呂歌集、家持が天平十・十一年頃に検

税使大伴牛養から入手した虫麻呂歌集を第一次資料として、出所不明歌や福麻呂集を追補し、天平十七・八年頃に家持が編んだもので、巻九も第三・四・六・八と同じく、拾遺・金村歌群を第一次資料に、大伴歌群を継いで編まれたと立論する。

巻十一・十二を論じた九章では、家持ら大伴氏の両巻からの摂取状態を精査し、旅人や坂上郎女らに巻十一の歌の摂取は認められるが、家持には認められないので、家持以前の資料と考える。対して巻十二の歌を家持が摂取しており、家持以前から同時代の歌を含む可能性があると見て、巻十一を拾遺・金村歌群、巻十二を大伴歌群であるとする。

十章以下の六章では巻十三について論じ、家持が摂取した歌の大半が天平十八年以降の作であることから、原巻十三の入手を天平十七年以降と見る。巻十三の歌と金村・赤人作と拾遺・金村歌群に共通する表記や用字、表現を精査し、両者は同一の資料で、大部分が拾遺・金村歌群の歌であると説き、後人の追補と見られている巻十三の反歌の一部も、用字法から金村らが筆録・添加したもので、或本の歌は金村らの新作の拾遺・金村歌群と見る。巻十三の編纂時には長・反歌が一体となっていて、或本反歌や或本歌の一部に大伴家の誰かが載せた可能性を示唆し、巻一・七九番歌と巻四の坂上郎女と麻呂の贈答歌中の三首も金村作で、巻十三中の歌から金村・赤人らが新たに増補したと詳説している。

氏の編纂論の特色の一つは、このように表記や用字、表現などから作品を多角的に考察精査している点にあり、多くの示唆に富む着意が含まれている。ただ、巻十三の所収歌や金村と赤人の歌の間にも、表記や用字に微妙な差異が見られることから、拾遺・金村歌群の範囲と合わせて、他の歌人の歌や資料の表記など、比論の余地はありそうである。

巻十六の論では、巻中の家持的表現と「遊仙窟」の語句や表現を照合し、題詞や左注の過半に家持の染筆の可能性を説く。三部構成を持つとされる巻十六の資料については、第一部と第二部前半の拾遺・金村歌群に、家持が天平十七・八年ころ第二部後半と家持歌群を加えて一応完成させ、末四巻と同じく大宝二年以降に第三部を増補したと見ている。家持の表現と巻十六の語句や表現を丹念に比較考証した論であり、首肯すべきであろう。

三

十八章・十九章では、長歌に添えた「反歌」や「反歌〇首」という頭書の相違から編纂を論じる。同一資料の頭書の相違は編者の何らかの意図によると見て、まず巻一・二の頭書が異なる理由を説く。巻三・四・六・八では、巻三雑歌の三例と巻六だけが

「反歌〇首」と記し、他は「反歌」と記すが、原巻三の雑歌資料の金村・赤人歌群から公的な宮廷歌を選び、巻六を編んだ際には金村・赤人歌群に作歌年月がなく、頭書も「反歌」とあったのを、可能な限り制作年月を闡明し、編纂した特別の思いが詳しい頭書を選ばせたと述べる。さらに巻三雑歌の三首に「反歌〇首」とあることについても論及している。巻十五の古挽歌の「反歌〇首」は別資料からの採録で、属目発思歌はそれに倣ったものとし、巻十六の二首の不統一の理由を、後人の補入など巻の形成に関係あろうかと推量する。結論として、第一部では「反歌」が通常で「反歌〇首」の記載は編者が再編する際に、元の資料を尊重するか、編者の特別の意図を示すものと述べる。頭書の表記の相違を編纂方針によるものとするのも、巻六の頭書の統一に編者の意図があると見るのも妥当であろう。

次いで巻十七以降では、巻十八に「反歌〇首」の割合が最も高いのは、作者の高揚した気分を示し、巻十九が頭書を異にする事情は作品により異なると説く。巻十七は一例の「反歌」以外は無頭書になっているが、家持の私的感懐と池主の答歌であるからで、巻二十の全てが無頭書であるのも家持作だからと見る。そこから家持が公的意識を持ち、職業を意識した歌や他人に贈る歌には「反歌〇首」と記し、私的感懐を歌う時には無頭書にしており、家持は巻五の憶良の歌の形式を踏襲したのではないかと推断する。

四

最後に、万葉集の第一部は橘諸兄の下で、家持らが天平十六・七年ころに、巻一・二以下の諸巻と十四・十五・十六の歌群をもとに、大伴家と周辺の資料を加えて編纂したものであり、「原万葉」を核に金村らの編んだ巻一・二に追補して成った二巻と、その拾遺の雑歌と新規に設けた譬喩歌、挽歌から成る巻三、歌数の関係で一巻にした巻四は対をなすと見る。旅人・憶良の大伴歌群の中から、和漢併用の作品を抽出した天平期の地方歌壇を中心とする巻五と同時期の金村・赤人歌群と大伴歌群中の中央の宮廷歌壇を中心とする巻六も対をなし、巻六に拾遺歌群を欠くのは、本格的な力作ではない人麻呂作歌を巻三に残し、新時代の金村・赤人らの歌を巻頭から配して巻一と対比させたとする。巻七は巻三を踏襲し、巻八は拾遺・金村歌群と大伴歌群で巻十と対。巻九は巻三・四の続拾遺。巻十一と十二、中央の歌謡で長歌集の巻十三と東国の短歌集の巻十四。二つの資料から成る巻十五と拾遺・金村歌群と大伴歌群から成る巻十六も対で、共に家持が入手したと推測する。

従って、第一部の十六巻は巻一・二と三・四、五と六、七・八

と九・十、十一と十二、十三と十四、十五と十六と二巻ずつ対を成すと見る。それに加えて、金村らが所持していたと推定する人麻呂歌集の略体・非略体歌の諸巻への配分についても論及している。

第一部の編纂の意図については、家持が安積皇子の鎮魂のために編み、奉呈しようとしたと推測する。天平十八年以降の第二部には、何度か歌稿を整理した形跡がり、一度目は黄金の出土を寿ぐ詔書を見た天平勝宝元年の四月で、二度目は巻末の注記から天平勝宝五年末であったと推定する。なお、巻十七・十八・二十が音仮名主体の表記で、巻十九が正訓字であるのは、伊藤博氏が説くように、巻十九の巻頭から三十二首は、坂上郎女の五十の賀に贈ろうとして纏めたためで、巻二十の歌の署名の相違も、当初は天平勝宝九歳六月で終わっていたのを、後に増補したためで、家持の四十の賀を記念する歌集でありつつ、家持生涯の敬仰の人々への追悼歌集として編まれたとする説に与している。

第一部は勅撰ないし公撰の色彩が濃いが、最終的には晩年の家持の回顧にもとづく私的動機により、光仁天皇即位の宝亀年間から天応元年頃に両部が併せられ完成したと説く。その後の行方について、天応元年に春宮大夫家持が二十巻を早良皇太子に献上したが、家持と皇太子は落命し、彼が本位に復したのは二十一年後の大同元年三月十七日の桓武天皇崩御の日で、それと共に万葉集も晴れて公認されたと追尋する。時代は平城天皇の代であり、古今集の真名序の言う延喜から十代、百年前の天皇とは平城天皇にあたるという。

おわりに

以上のように、氏の告瀚な大著には、境地を開いた新見や示唆に富む提言が多く含まれており、卒読した論を恣意的に論じたり、速やかに可否を論じることは到底できない。許された紙幅も既に残り少なくなったが、最後に少しく詳説の欲しい点や筆者の積年の宿疑に関わるいささかの疑問を呈して擱筆したい。

まず、「原万葉」の編纂に人麻呂が参画し、万葉集の編纂に金村らが関わっていたとするならば、彼らの歌集との関係と「歌集出」と典拠を記すことの意味が奈辺にあるのかということである。それと長屋王の庇護下で金村・赤人らが集の編纂を企てたとする説に関しては、長屋王の自刃後も赤人らは行幸に供奉し、詠歌を奉呈していること、彼らの手元に記紀のような依るべき史書が無かったから、止むを得ぬこととはいえ、作歌年月に執した金村にしては、巻一・二の文武朝以降の歌に天皇の代を記さないばかりか、年代順の配列に乱れや錯誤が多く見られる点も怪訝である。

それに巻一・二の文武朝以降の作のみならず、巻三以降の「拾遺・金村歌」にも、年月の乱れや作歌年月の不明な作が多いのも気掛かりである。さらに、些細な点であるが、巻五と対をなすと見る巻六に、旅人・憶良の地方歌壇の歌が入っていることや、巻十九の正訓字の多用を、前半部を坂上郎女に贈呈したためと見るのは、同じ巻中でも他人に書簡で贈られた歌は音仮名で表記されており（四二〇九～四二一〇久米広縄・四二一一～四二二一坂上郎女）、考究の余地はありはしないだろうか。

とはいえ、氏の論の核心をなす有力な庇護者の下で、人麻呂や金村・赤人、福麻呂といった時代を画する宮廷歌人らが制作したり、編集した歌集を核にして、旅人や憶良、大伴家の作品を加え、最終的に家持が私的動機により、万葉集を二十巻を完成させたと論述する見解を揺るがすものではなく、その構想と推論は高く評価されるべきだろう。問題は、家持が入手した時、その資料がどの程度現万葉に近接していたかということであるが、そうした問題を含めて、後進に課せられた務めの重さを痛感させられる論著である。

（二〇〇六年十月　笠間書院　A5判　六四〇頁　一二、五〇〇円）

（はらだ　さだよし・東北大学名誉教授）

書評

大久保廣行著『筑紫文学圏と高橋虫麻呂』

鉄野昌弘

本書は、『筑紫文学圏論　山上憶良』（一九九七、以下前著1）、『筑紫文学圏論　大伴旅人　筑紫文学圏』（一九九八、以下前著2）に続く、著者大久保廣行氏の第三万葉論集である。先の二書とともに「筑紫文学圏論　三部作」と銘打たれている。憶良と旅人とを中心とする大宰府官人集団を、「筑紫文学圏」と捉えることは、前二書と同様であるが、本書では、その論の充実とともに、同時期、同じように家郷を離れて詠作した高橋虫麻呂に対する考察を加え、憶良・旅人との比較を通じて、それぞれの個性を浮き彫りにすることが図られる。

本書もまた、大きく三部に分たれる。前述の企図に対応して、Ⅰ「筑紫文学圏の論―天平二年作品群を中心に―」、Ⅱ「山上憶良の論―憶良論の追補として―」、Ⅲ「高橋虫麻呂の論―伝説歌群を中心に―」と題されている。以下、それぞれに対して、いささか検討を試みたい。

一

Ⅰは、「筑紫文学圏」すなわち憶良乃至旅人の単独ではなく、二人を中心とした集団による詠作を扱う。天平二年に入って次々と作られた、漢文の序あるいは前文を持つ三つの歌群――「梅花の歌」、「松浦河に遊ぶ」、「領巾麾の嶺」――である。著者は既に前著2の第二章「集団による詠出」、第三章「追和歌の方法」で、これらの歌群をめぐる個別の問題を論じており、本書においては、歌群全体を総括し、更にそれらを比較検討して、そこに共通の方法を見出すことが主眼にされている。

四節からなるⅠの最初は、「梅花の歌三十二首」である。「官人参集の目的」「序の作者」などにも目配りがされているが、注目

されるのは、第三小節「梅花の歌の展開」であろう。著者は、憶良の歌

春さればまづ咲くやどの梅の花ひとり見つつや春日暮らさむ

（5・八一八）

を、まずは参会者を宴楽へと誘い込む呼びかけの意に解する。しかし一方で、この歌は妻を喪った旅人への慰めでもある、というのが著者の読みである。憶良が楽府「梅花落」の孤閨の情を示すことで、旅人への同情を歌ったと見るのである（Ⅱ第三節「詠出意図二題」で、この見解は、異なる調子で二回唱詠されたのだろう、という推測によって説明される）。そしてそれは、旅人の歌

わが園に梅の花散るひさかたの天より雪の流れ来るかも

（八一二）

と呼応すると言う。すなわちこれも「重層的発想」（前著2に詳説）を持つ歌で、落花には亡妻が託されているのであり、「全体に対しては外に向かって明るく開こうとする心を、憶良のいたわりに対しては内に深く沈潜していく心を以て対応しようとしている」とするのである。著者によれば、そもそもこの宴自体が、旅人の個人的な目的として、梅を愛した亡妻（3・四五三）の鎮魂があるのだった。

こうした見方に、ただちに従うことはできない。憶良の歌は、ヤ……ムの係り結びを一人称に用いる表現の類型――木下正俊氏の所謂「『斯くや嘆かむ』という語法」（『萬葉集論考』二〇〇〇、初出一九七八）――の中にあると見るべきである。ムで表されるこれからの自分の行動に対して、ヤによって疑問を提示することで、やむを得ない事情に対する不本意を表す語法である。したがって、それは、孤独に梅に対することへの嘆き以外にはなり得ない。

そのように見る時、憶良の歌が異彩を放つ感は否めない。しかしそうすることで、かえって憶良の歌が、旅人の真の意図へと向けられていることが見えてこよう。他ならぬ「落梅の篇」――辺境にある夫を思い、あるいは辺境から妻を思う「梅花落」――を踏まえることを求めた旅人は、何を考えていたか。辺境にあって家郷を思うことは、会衆の多くに共通するものであっただろう。が、そこに家に帰っても待つ妻のいない旅人固有の事情が投影していなかったとは限らない。筆者は、以前、「個人の事情にのみ基づく事柄を、宴席で披露することが相応しいとは思えない」（「後期万葉歌人の七夕歌」『大伴家持「歌日誌」論考』二〇〇七、初出二〇〇三）と記したことがある。しかし、旅人が、宴席での都に関する話題を引き取りつつ、自己の望郷や嘆老へと展開させていったらしき例（3・三二八～三五）、石上堅魚の霍公鳥詠に対して、

落花した橘に片恋する霍公鳥に身をなして答えた歌（8・一四七二～三）などを見るに、ことはそれほど単純ではない。「筑紫文学圏」は「主人」旅人を中心に回っているのであって、その個人的な事情を無視することもまた、一面的なのであった。証明は難しく、著者自身「深読みに過ぎて憶測を重ね」ることを覚悟しつつ、「ためらわずに一歩踏み出て可能性を広く模索しようとした結果」（「あとがき」）であろうが、改めて教えられたところが多い。

さて、そうした旅人の亡妻追慕の情を、より直截に見て取れるのが、「後追和梅歌」四首（八四九～五二）ということになる。第二・三首の「見む人もがも」は、「『独り』に対するわれと『二人』の実在の希求であろう」とされ、それは「限りなく梅の花を愛して死んでいった妻大伴郎女ではなかったか」と述べられる。「第四首の夢想世界での梅花の擬人化は亡妻の幻影と重なってくる」。しかし著者は、「追和」の機能はそれに止まらないと言う。つまり、「見む人もがも」とは、次の歌い手を求める表現でもあり、それが更なる追和――この場合は吉田宜による「奉和諸人梅花歌」（5・八六四）――を引き出す。

そうした「追和歌」の機能を、天平二年の詠作全体にわたって追究するのが、第二節「天平二年作歌群の追和歌」である。「松浦河に遊ぶ」歌群では、それは「後人追和の詩」と作者を韜晦しつつ、下に「帥老」と注記するという特異なあり方を示す。それは、松浦河に行けなかった者の心情を仮構して、旅人が歌ったものであると著者は説く。具体的には憶良を目標としたものであって、披露されるや憶良はすぐ反応して、「五臓の鬱結」を吐露する作をなす（5・八六八～七〇）。一方、この歌群も、「梅花の歌」とともに吉田宜に送られて、「和松浦仙媛歌」（八六五）を導き出している。すなわち「後人追和の詩」は、「聴き手の心をかき立て虚構世界に導き入れて、創作者集団に同化させ、感動を共有するのにきわめて有効なもの」である。また「領巾麾の嶺」歌群では、「最後人追和」までの第一次共作が、前文、更には憶良による「最々後人追和」を引き出し、そうしてできた二次的な共作は、旅人と大宰府官人たちの悲別の情につながるとともに、都に送られては、三嶋王の追和（八八三）を呼び込んだ。三つの歌群を通して、一つの追和歌が次なる追和歌を喚起するという様相が、確かに認められよう。

それは、「筑紫文学圏」を、一つの運動体として見ることである。次の第三節「筑紫文学圏の集団世界」では、三つの歌群を総括して、「筑紫文学圏」の様態が描き出される。著者はそれを、①漢詩文と倭歌の融合による新たな文芸様式、②虚構の構築と思想の開陳、③集団詠・共作による個の超克、④作品の記載化によ

る時空を超越した創造、⑤中央の呪縛から解放された自由な創造と文学意識、という五点にまとめている。個の間の交響の中から、新たな文芸が生まれてくる過程を、著者は見定めようとしているのであろう。

しかし書かれてあるものに、その動態を見ることは、著者も自覚するように、危うさを免れない。特に、作者とそれを記すことの問題は、先にも触れた集団と個の関係とも関わって、一筋縄では行かないであろう。例えば、著者は集団の詠作に作者名は不要のはずとして、「梅花の歌」の作者表記を本来無かったものとする。しかし、「梅花の歌」が、著者の言うように「蘭亭集」に倣ったものだとすれば、かえって作者表記は不可欠であろう。名のある士が集うことに意味があったのである。それと、「後追和梅歌」が作者名を欠くことは、表裏するはずである。一方、「松浦河に遊ぶ」の「後人追和の詩」に「帥老」と記されるのも、著者は憶良の備忘の残存とするけれども、やはりそれまでの序や歌が匿名である――「梅花の歌」と対照的に――ことと見合わせながら、書かれてあることから出発して考えなければなるまい。そして「領巾麾の嶺」歌群が、後の「書殿餞酒日倭歌」（八七六～九）、「敢布私懐歌」（八八〇～一）とともに、「山上憶良謹上」という左注に統括されることをどう考えるか。著者の見解は、主として三つの歌群の共通点へと向けられているが、そうした相違点をも含めて考えてゆくことが、後進に残された課題であろう。

二

Ⅱは、前著1の補遺として、四篇を収めている。憶良の多くの作品に対して、僅か四篇であるから、著者の憶良論に、大きな変更をもたらすものではない。しかし、そこにはやはり問題への示唆が含まれているだろう。

最初の「哀世間難住歌―二毛の嘆―」は、まず、「世間」を主題とし、ヨノナカの語を繰り返すことから、「哀世間難住歌」（5・八〇四～五）が「世間は空しきものと知る」と歌う旅人の作（七九三）を直接の源泉として歌われていると位置づける。そして、老醜と哀耄ゆえに他者から疎外される「すべなさ」を述べながらも、尊老を声高に叫ぶことのないこの作品は、三部作の中でも独立性が強く、旅人の歌をうけて、まず作られたものであると推測する。この歌だけに見える異文が、七月二十一日の「撰定」より先に、旅人に贈られたことを示すとするのである。末尾に著者は、「無常の襲来をすべなきものとして正面から受け止め、わが身の老病死の辛苦から決して逃避することなく、それを徹底的に追及してやまぬ文学的営為こそ、むしろ自己救済につながるものと憶

良は確信していたのではなかったか。それは単に自身の慰めに留まらず、人間一般のありようを訴える普遍化への道を拓くものでもあった。」と言う。そうした普遍性を目指した作品であるが故に、老境にあって妻を亡くした旅人にも贈り得たということであろう。

人間に普遍の苦を歌う憶良に対する考察は、次の第二節「看取りと死の受容―古日の歌と熊凝の歌と―」にも及んでいる。子を看取らねばならない親の情を歌う「古日の歌」（5・九〇四～六）と、親に看取られることもなく客死する子を歌う「熊凝の歌」（5・八八六～九一）をめぐって、生から死への移行に当面する者が、いかに描かれるかを見てゆくのである。著者は、「古日の歌」の親は、あえて推測するならば母親であって、誰の子であるかを議論するよりも、いかに一般的・普遍的な親の像として形象されているかを見るべきであると言う。「神へのひたすらなる祈り」、「それはひとり古日の親に限らず、愛する者を喪失したすべての者の心の真実であろう。」一方、「熊凝の歌」については、麻田陽春の二首が単に熊凝の遺志を代わって親に伝えることを目的にした代作であったのを、憶良が呼び込みつつ、一連の文学的営為としようとしていると説く。それは個別の情を超えた普遍を、創作の立場から目指すことである。その結果、序と短歌の末二首においては、「死に行く子の自己中心的な悲嘆から、死者が生者をいたわる人間的倫理へと、思いの質が格段に深められ浄化され」ていると著者は述べる。最後に、古日も熊凝も、そして荒雄も、無名の人であることを挙げ、「その死を敢えて取り上げたのは、死という冷厳な事実の前にはもはや貴賤の別なしとする、憶良の思想に基づくものであろう。」と言う。

「貧窮問答歌」（5・八九四～五）や「哀世間難住歌」に見える憶良の特別な自意識、プライドと、著者の強調する人間の普遍へのまなざしとが、いかに結びついているのか、なおより深い考察が必要なのであろう。著者は第四節「潘岳から憶良へ―六朝文学の一つの流れ―」において、潘岳と憶良との比較を試みている。潘岳に悼亡詩や哀誄があること、誰かの「為」に制作したと題する作が多い「代作の傾向」が憶良と共通することに、影響関係を見ようとする。悼亡詩の源泉に潘岳が位置することは疑いないけれども、それと憶良の間には数多くの媒介があり、また潘岳の華麗な修辞や色男振りと、憶良のスタイルとでは、相違の方が大きいようにも思われる。しかし中国の詩人たちと憶良との関係は、前記の「個と普遍」の問題などをめぐっても、更に考えられて然るべきであろう。

三

Ⅲに収められた高橋虫麻呂論は、冒頭に「高橋虫麻呂の伝説歌」と題して四歌群九首をまとめて載せていることに表れているように、所謂「伝説歌」の側から論ずるものである。そしてその著者の虫麻呂への関心は、「松浦河に遊ぶ」や「領巾麾の嶺」を制作した旅人・憶良からの延長にあるように見受けられる。

最初の「『万葉集』における『向こう側』―旅人と虫麻呂の場合―」という一風変わった題名の論文が、その経緯を端的に示す。それは、鶴田欣也氏の著作に示唆を得て、上代日本文学に見える「向こう側」――非現実・非日常の空間――に入ってゆく話を考察するものである。そこには二つの流れがあって、一つは異郷訪問説話の形を踏んだ汎世界的な流れであり、もう一つは中国の桃源郷の文学の流れである。前者の流れを汲むのが、虫麻呂も歌う浦島子伝説であり、後者の代表が松浦川逍遙歌群である、と著者は見通す。そして、その二つの作品が、虫麻呂と旅人という作者それぞれのあり方を示すと言うのである。

旅人の場合、文学的に仮構された空間に、官人たちと入り込んで風流をともにすることで個我の溶解を図り、現実に満たされないものをユートピアで獲得しようとしている。一方、虫麻呂は、彼自身が「向こう側」の人なのではないか、と言う。つまり、虫麻呂は、都を後にしつつ、そこを振り返ることなく、旅に生きながら、その地の人間や自然・風物に心を動かされているのであって、それは彼が描く伝説の「向こう側」の主人公たちのあり方に通ずると説くのである。虫麻呂は、空間的にも時間的にも自由に出入して、微官にあえぐ現実を忘れ、カタルシスを得る。その点では、現世に生きる苦しみと正対した憶良とは対蹠的であり、旅人と方向を等しくすると結論づける。

言うまでもなく、虫麻呂は閲歴不明であって、作歌経緯が題詞から知られる歌も、どこまで虫麻呂個人と直結できるかは疑問である。まして「伝説歌」が、微官であった虫麻呂の心やりのためだけに作られたと見るのは、一面的であろう。著者も触れるように(P三二七)、虫麻呂が微官であったことは、扈従性と表裏するのであり、むしろ集団の意思や共感を考える必要がある。しかし一方、「伝説歌」という新たな領域は、歌人虫麻呂によって初めて切り開かれたのであって、何ゆえに虫麻呂がそこに向かったかを解明するのが、虫麻呂論の課題であることも確かだろう。著者は以下の諸節で、虫麻呂「伝説歌」のそれぞれに即して、その難問に挑んでゆく。

例えば「浦島子の歌」(9・一七四〇～一)。虫麻呂の歌う浦島

子の物語は、風土記のそれと大きく異なっている。風土記が、亀との異類婚を語り、神仙思想に彩られているのに対して、虫麻呂歌はその要素を持たない。虫麻呂歌の中心は、不老不死と永遠の愛、そしてその喪失にある。風土記が、彼我の間の歌の唱和を載せている一方、虫麻呂が「後つひに命死にける」と浦島子の死をもって終えているのが、主題の相違を端的に示す。永遠の愛と生とを失ったのは、すべて浦島子の「己が心から」であった。その凡俗の情を、虫麻呂は、醒めた目で批判的に見ている。所詮人はこの世に生きる有限で愚鈍の存在でしかない。憶良や旅人にも通ずるそうした冷徹な目は、「旅」という極限状況にあり続ける知識人の、生の限界とむなしさへの抗いが、作歌動機をなしていることを示す、と著者は説く(二「水江浦島子詠―高橋虫麻呂の世界―」)。

ただし、虫麻呂は、自己の意志による人生の選択態度を、むしろ積極的に肯定しようとしている、とも言う。浦島子の場合は、父母への報告という倫理によって、常世に至るという意志を枉げたところに、「おそや」と非難される謂れがあったのである。その意志を貫くのが、菟原処女であり、真間娘子であった(三「菟原処女歌―伝説歌の方法―」)。赤人や福麻呂が、伝説の外側の現在に立って、「語り継ぐ」ことを表明して鎮魂を図るのに対して、虫麻呂は、伝説世界を再構築して、その一途な心性、直線的な行動性を描き取ろうとする。それこそが、虫麻呂にとっての「語り継ぐ」行為に他ならなかった(四「墓との出会い―伝説歌の底流―」)。そうした「古代的激情性」への傾斜は、絶対的な社会秩序の中で生きることを余儀なくされる下級官人虫麻呂の現況を反映すると言うのである。

珠名もまた、世間の倫理的境界を超えて、平等で無償の愛を与える存在であった(五「憧憬と諦観―伝説歌の人物造型―」)。手児名と珠名とは、死に急ぐか、無心に生きるかの違いはあっても、一途で明快な「直截の生」を備えている。官僚機構に組み込まれる「近代化」の中で、磨滅してしまう本源的エネルギーを、地方の人間、就中女性が持つ。そうした「古代的人間像」にこそ、虫麻呂は憧憬する。そしてそれは、我が身に自己実現の力が無いことを見通す諦念と表裏していたと言う。

著者の叙述には、時に問題を感じないわけではない。例えば、浦島子が自力で常世に到達したことを著者は強調するが、少なくとも浦島子がそこを目指して進んで行ったようには読めない。「鯛釣り矜(ほこ)り」という通訓は、内田賢徳氏の指摘の通り(「漢字表現の応用と内化」『上代日本語表現と訓詁』二〇〇五、初出一九九七)、「鯛釣り矜(かね)て」という旧訓に復するべきであろう――鯛がたくさ

ん釣れているのに戻らないことはありえない――。ならば獲物を求めて漕いでゆくうちに、「海界」を越えて常世に迷い行ってしまったと見るのが穏当である。

しかし虫麻呂「伝説歌」に、語られる人物たちへの驚嘆・畏敬の念があることは、当然のことのようで、大事な指摘である。単に奇譚というだけなら、歌という形を取ることもなかったであろう。そして苛烈な生き方をした人々に憧憬し、その生を歌うことの裏面に、微官でしかない自己に対する虫麻呂の限界意識があった、という著者の推測にも、基本的に同意されるように思う。

四

著者の温厚な人柄を反映して、本書には、他説に対する批判的な記述がほとんど見られない。率直に言って、そのことが、本書が通説に対していかに新しく、独自であるかを見えにくくしているようにも思われる。しかし一方、そうした美点を汲み上げる姿勢が、本書の語る歌々を、奥行き深く見せているとも感じられる。旅人・憶良そして虫麻呂という、人間存在の不可思議さに分け入って歌った歌人たちの後を追う時、本書は重要な道しるべとなるだろう。

（平成一八〔二〇〇六〕年二月二〇日　笠間書院刊
A5判　四〇七頁　本体定価八八〇〇円）

（てつの　まさひろ・東京女子大学文理学部教授）

書評

小川靖彦著『萬葉学史の研究』

山崎福之

本書『萬葉学史の研究』は小川靖彦氏が近年精力的に取り組んで来られた萬葉集訓点・諸本の研究、そして平安から中世、近世にまで至る、仙覚の学統を踏まえた萬葉集研究に関する研究の成果を、単に論文集とするのではなく、個々の原論文をいっそう充実したものとする改稿は元より、統一ある一書とするべくさまざまに工夫を凝らした上で、小川氏の規定する「萬葉学史」を明らかにしようとする意欲的な一書である。

序章　萬葉学史の研究とは何か

第一部　萬葉集写本史の新しい視点

第一章　題詞と歌の高下

第二章　巻子本から冊子本へ

第二部　日本語史・日本文学史のなかの萬葉集訓読

第一章　〈訓み〉を踏まえた萬葉集歌の改変

第二章　天暦古点の詩法

第三章　かなの文化の中の萬葉集訓読

第四章　「よみ（訓み・読み）」の整定

第五章　統合される「よみ（訓み・読み）」

第三部　仙覚の萬葉学

第一章　仙覚書状（金沢文庫旧蔵名古屋市蓬左文庫蔵『斉民要術』紙背文書）について

第二章　国文学研究資料館蔵『萬葉集註釈』（第二冊・智仁親王筆）

第三章　道理と文證

第四章　「心」と「詞」

第五章　方法としての「ことわり」

第四部　仙覚の萬葉学の行方

第一章　筑後入道寂意（源孝行）
第二章　『萬葉集目安』（正式名称『萬葉集註釈』）
終章　萬葉学史の研究の課題
年表（Ⅰ平安時代の『萬葉集』写本年表　Ⅱ仙覚略年譜）

以上の構成からも明らかなように、本書の主題は二つに大別される。一つは平安朝における萬葉集訓読の実相を検証することであり、もう一つは仙覚の萬葉集研究を注釈と校訂の両面から総合的に検証することを軸として、その研究の発展と継承を跡づけることである。萬葉集訓読の検証においては、天暦古点の実相をめぐる考察を基に、平安初期における萬葉集訓読のあり方が再検討されるが、その前提として萬葉集古写本の書物としての価値を確認する点が重要であり、その上で人麿集・赤人集・家持集という私家集の位置づけや、新古今和歌集所収の萬葉歌のあり方が議論されている。また仙覚の研究については、その文化史的環境を当時の鎌倉を中心とした東国において、また都と東国との関係において、時には政治史的観点にも充分に配慮した上で考察することを通して、萬葉集研究にのみ留まらない、いわば古典学とも呼ぶべき環境を想定しながらの議論が展開されている。

そして何よりも重要な論点は、本書を『萬葉学史の研究』と名付けたことである。詳細は序章と終章に明言されるが、「萬葉学史」は「萬葉訓点史（訓読史）」でもなければ、「萬葉注釈史」や「萬葉受容史」でもない。書写（写本制作）も訓読も、そして注釈も一つの「学」によって結ばれるもの、「萬葉学史」の事象であることが強く意識されているのである。即ち、「萬葉学史」は和歌を核として「国文学史」とまで見うるほどの広がりと奥行きを持つものなのであり、真に総合的な議論と諸学問の統合とが求められるのである。小川氏は多方面にわたる最新の成果に周到に目配りし、それらを充分に咀嚼した上で常に有意に関連づけ、緻密な検証に結びつけている。厖大な量の史資料の読み込みと万端行き届いた配慮に裏付けされた精緻な異同一覧表や年表・年譜などは瞠目に値する。これらは今後「萬葉学史」の基礎資料として活用されよう。また原論文の補訂についても丁寧に根拠を示す点には、小川氏の学問研究への真摯で誠実な姿勢が見て取れる。

ただ学問の幅の広がりが時として、具体的な例証の緻密さに疑問を抱かせる場合を生む危険性をも持つものであることは常に顧みておく必要がある。いわば状況証拠の積み重ねによって推定し、その推定にさらに推定を重ねた形で論述が進む場合がままあることは、小川氏自身も今後の課題として充分に認識していることと思われる。

初めに序章では萬葉集をよむことについての小川氏の基本認識

が説かれ、本書命名の意義が明らかにされる。その内容は先に示した通りであるが、特に第三部以下の仙覚の萬葉学については、一種異様とさえ見える研究を否定的に捉える見方に対して、

現代の研究方法やそれを支える知識体系、またその前提となっている理念（無意識のうちに私たちが常識としていることも含め）では捉えることのできない、その時代固有の文化と知の構造に深く根ざしているからである。〝誤り〟と見える訓読や解釈も含め、トータルにその研究の理念と方法論を、時代の文化と知の構造に遡って歴史的に解明した時、初めてその研究の核心を掴むことができる。（二六頁）

と説く。この議論は本質的に正しい。評者も二十年以上前に、ある一つの「誤読」を検討して、その自立的な意義を見出すべきことを述べたことがあるが、小川氏は評者よりもはるかに深くその意義を認識し、「萬葉学史」に明確に位置づけようとするのである。ただこれが非常に難しい課題であることを、以下の評で触れてみたい。

第一部は、写本の形態の問題が単に形態にのみ留まらず、その書の内容や書の形成された文化史的、政治社会史的状況とも深く関わることを論じた斬新な問題提起である。第一章は題詞と歌の高下に着目し、「題詞高く歌低い」本が天暦古点本―法成寺宝蔵本（道長所持本）―摂関家伝来本であり、「題詞低く歌高い」本が白河天皇親政期書写本であって、元暦校本の底本、廣瀬本祖本、〈肥後大進忠兼書写本〉、藍紙本という「九十四首なき本」（巻二十・四四二二で終わる本）でもあったことを明らかにする。そして平安末期二条天皇周辺と六条家において、再び「題詞高く歌低い」形が、訓も別提形式から傍訓形式へという移行とともに生まれたこと、さらにその形式が仙覚によって継承されたことを鮮やかに描き出す。推断による点もあるが、その論旨は概ね妥当であり、写本史の概要はこの枠組みをさらに精緻にする方向で進められよう。問うべきは、白河天皇親政期にあって、「九十四首なき本」が摂関家に対抗すべく「題詞低く歌高い」形を選んだと説かれるが（六七頁）、それが真に古の聖代の勅撰和歌集に相応しい形態であったと推定できるかどうかである。それは平安朝において萬葉集が勅撰和歌集として認識されていたという、その実態とも関連してくる。

第二章は巻子本から冊子本へという変遷を、元暦校本を手がかりとし、巻子本の藍紙本を恰好の比較材料として、その料紙、界線、一頁行数、一行文字数、字の級数、行間など、細部に至る行き届いた観察によって、具体的に明らかにする。この試みがさらに深められることが期待されよう。ただ紙面構成にどれほど強い

原則があったのかは、現時点ではなお未詳という他ない。短歌のみが続く部分で計算できても、題詞・左注があり、長歌もある。そのどれもが頁を跨る形にならないようにすることはまず不可能であろう。その時にどう処理するのか、臨機応変の処理なのかどうか、元暦校本の他の巻など、ここでは触れられていない冊子本全体に関わる論への展開が必要である。

第二部は本書にとって中核ともなるべき部分である。まず第一章は古今集に見られる「萬葉歌」の問題である。仮名序に「萬葉集に入らぬ古き歌」を採ったことを記しながら、実際には萬葉集と近似した歌が含まれることについては、『八雲御抄』以来様々に説かれてきた。ここで小川氏は伝承説によらず、古今集編纂時に撰者たちが萬葉集を〈訓んだ〉証として捉えようとする。第二節以下に具体的に萬葉歌とその原歌である萬葉集歌を挙げて、漢字本文からの離れには、古今集撰者たちの意図的な改変があると説く。諸本との比校を通してその訓を精査し、また「改変された」形による歌意について考察し、古今集編纂時にすでに萬葉集が〈訓ま〉れていた可能性が高いと推断する。ただ、個々の訓には、それぞれ一編の論文に値する課題が残る。また「改変された」形での歌意を積極的に説くことは可能であろうが、それは論証ではなかろう。そしてもっとも緊要な課題は、そのように萬葉集を〈訓んだ〉結果としての萬葉歌を採録しながらも、仮名序に「萬葉集に入らぬ古き歌」を採ったと宣明することの意味を解明することである。問題意識を共有する片桐洋一氏が、「萬葉歌」を原萬葉集歌と「同根」「異伝」の関係、と言われるのは（一五一頁注（21））、その点を顧慮されてのことではないだろうか。

第二章は萬葉集訓読事業としての根幹を成した天暦古点の解析である。まず対象が

桂本で訓を有する歌157首（桂本は巻第四のみ現存。施訓歌はいずれも短歌）において、桂本の訓と次点本諸本の訓が一致する度合いは高い。しかし、桂本と次点本諸本との間に単純な系統関係が辿れないことから、これらの共通する訓は桂本に発するものではなく、桂本と次点本諸本との総体の祖本に由来するもの、つまり古点と捉えるのが論理的には穏当であろう。（一五五頁）

と規定される。そして漢字本文から離れた放埒なものと映る訓の中に、訓読のための工夫や苦心を見て、音数律の重視、不読の助字（「之」）の設定、平安朝の和文語による訓読、複数の漢字に対する意訳的な訓法、という四つの特徴を指摘する。それぞれ古点と見た訓の具体的な検証に基づいて導かれたものであり、混然とした訓読を分析するための視点としての有効性を持つものである。

今後は音数律に対する当時の観念をより明確にすること、「之」の訓読と不読の両様の用法の解明、和文語と漢文訓読語のより明確な峻別、「意訳」の規定、とそれぞれに一層詰めた検証が望ましい。またその訓読が、漢字本文を伴うことの意味が重要である。漢字と平仮名の両方を目にして、そこに何らの違和感も生じさせなかったという、その真の理由が問われよう。「平仮名で書かれた和歌」としての萬葉集が目指されたのならば、漢字本文のない本もあり得たのかという問題である。

第三章は同じ桂本を対象としながらも、今度は次点本諸本と一致せず、また漢字本文からはどうしても導きがたい一群について、桂本独自の訓読（改変）を想定している。

桂本が天暦古点を忠実に踏襲したものではなく、そこから一歩踏み出したものであることを示している。しかし、それは、平安朝の人々が許容し得る、平仮名の和歌として萬葉集歌を書き下すという、天暦の訓読の理念を逸脱するものではない。むしろ漢字本文とは直接関わらない、かなの解釈を訓読の新たな根拠として見出すことで、この理念をより徹底した形で実現しようとしたものであったと見られる。（一八七頁）

この結論が重要であり、新古今集の萬葉歌の理解など、以下の章への展開に繋がっていく。ここで例示される四例とも、「无」（む）と「毛」（も）を字母とする「ん」の判断に関わる問題と捉えており、「桂本の底本」で「ん」とあるのを、「桂本の施訓者」が「も」と解した上で一首の意味が明瞭になるように独自の訓読を行なったと説くのであるが、その証明が充分とは言い難い。そう訓めば歌意が説明しやすいという希望的推測、もしくは結果からの謂いにも受け取れる。「桂本の施訓者」が「桂本の底本」（親本）を手にして、ある部分は忠実に写し、ある部分は自在に改変したということが、なお不分明と言わざるを得ない。結論の持つ意味が重いだけに、ここは一歩引いて、より慎重な検証を望みたい。

第四章は新古今集の萬葉歌の本文が、それ以後の時代の歌集や歌書、萬葉学書や古典研究書に多大な影響を及ぼしていることから、それが何に依拠するのかを、当時の萬葉集写本や私家集との関係をめぐって考察している。それは新古今撰者が、収めるべき歌として相応しい形を意図的に選択する（選定）上でいかに腐心したかという痕跡の解明である。個々の議論についてはなお論点も残ろうが、その検証は新古今集の萬葉歌に関わる議論をさらに進展させるものである。しかし何よりもここで重要なのは、私家集に依拠すると見た時に、現存する諸本に完全に一致する本文が見出せない場合において、「（秋下・四九七は）『新古今和歌集』の

撰者たちが『人麿集』第二類本をベースとして、（10・二一三四）の訓の様々なヴァリアントを参照しつつ、一々の言葉に無駄がなく、しかも全体で統一された情感を表現し得る本文を再構成した可能性が考えられる」（二〇六頁）という推断である。小川氏自身も直ちにこうした推断に就くのではなく、「現存しない『人麿集』や『家持集』の本文に依拠したということも考えられないではない」（二〇九頁）と述べているが、それら私家集の本文の流動性に重きを置いて、「『新古今和歌集』の撰者たちも、一本をベースにしながらも、それにこだわらずに、言葉と言葉とが緊密に関わり合う新たな歌の姿を思い切って実現し得たのであろう」（二一〇頁）とまとめている。小川氏が「可塑性」と言われるこの問題は、勅撰集である新古今集の撰集のあり方、資料の扱い方、撰者個々の歌論の問題（撰者名注記の評価の問題も含む）ばかりか、後鳥羽院の歌論に関わって、その歌集としての本質に深く根ざしていくものであるだけに、極めて重く軽々には論じられない。今は可能性のある推論の一と見る段階に立ち止まりたい。

第五章は宗祇の萬葉抄（宗祇抄）の検証である。新古今集の萬葉歌六十二首のうち五十八首までが見えることに着目して、その本文はまず萬葉集諸本ではなく、新古今集に依拠すること、あまりに漢字本文から離れた訓には従っていないことを詳しく説く。宗祇抄が天暦古点以来の訓読の歴史と、「平安朝の萬葉集」としての「仮名萬葉」の流れという二つが統合されたものであり（二四二頁）、「平安時代以来の宮廷文化圏における『萬葉集』のよみ（訓み・読み）を集成しつつ、次の時代の萬葉集訓読の方向を示唆した」（二四三頁）と説くところに、本書で言う「萬葉学史」の意義が明確に示されている。ここでは赤人の富士山歌や持統天皇の香具山歌について、百人一首注釈史（応永抄や宗祇抄以下）に関わって論じられるべきであることを一言しておきたい。

第三部からは仙覚の萬葉学の考証である。第一章では仙覚書状の筆者の特定に向けた分析で、一つの書状をめぐってあらゆる要素から考察を加えて、もっとも蓋然性の高い人物を萬葉学者仙覚と断定する。極めて手堅い手法であって、「左衛門」と「右衛門」との誤記の問題は残るが、この結論はおそらく動くまい。そして何よりも重要なのは北条実時の存在である。「仙覚の萬葉学」が「鎌倉武士の側からの古典文化の全体的な継受とその独自な育成をめざす文化運動の一角に位置する」（二七五頁）上で、極めて重い役割を果たした人物であったことは、『萬葉集註釈』の考察で基盤となるばかりか、中世の萬葉学、古典学においても大きな意味を持つことになる。

第二章からは仙覚『萬葉集註釈』の分析に入り、まず諸本研

究・本文研究の現状と課題が示される。小川氏は国文学研究資料館蔵本の紹介と検証を端緒に、形態的な特徴から龍谷大学本・龍門文庫本を資料館本系統と認め、時雨亭文庫本や仁和寺本、そして刊本などと具体的な検証を進めており、やがて達成される本文整定と校本作成の信頼性を高めている。また資料館蔵本第二冊の書写者が智仁親王である点から、資料館蔵の二つの『萬葉集抜書』（親王筆）にも注目する。親王と萬葉集との関係は、「当時の萬葉集受容という点でも、また仙覚を中心とする萬葉集研究を次の近世へと繋ぐという点でも大きな影響力を持った」（三〇二頁）という視点でさらに検証が進もう。その二つの『萬葉集抜書』に巻頭部だけでも著しい相違があることは注目されるし、智仁親王が資料館本第二冊の書写者ではあっても、その書の根幹たるべき第一冊を自ら書写しないことは注意される。親王の存在が文化圏を形成し、資料館本のみならず、龍谷大学本や龍門文庫本を含んだ『萬葉集註釈』の享受史に関わるだけに、看過できない課題である。

第三章からが注釈方法の分析である。まず注釈のキーワード「道理」と「文證」について、従来の「論理」と「文献」という解釈の不備を明らかにし、「総論」で萬葉集撰定時代論を展開する上で不可欠であったと説く（聖武天皇勅撰説を示す三つの「道理」と三つの「文證」）。そして先行学説の中から選び取った「道理」と、独創的な指摘である「文證」とに分けた上で、「道理」が十三世紀における思考方法を象徴する言葉であったこと、また「道理」と「文證」を対として議論する浄土門の仏書を手がかりとして、この二項を基幹とする論証方法が新たな「知の形式」と言えるものであったと言う（三七六頁）。即ち、

「道理」は『萬葉集』自身の記述から、勅撰集一般に通用できる方法を用いて導き出した根拠である。これに対して「文證」は統一的に編纂された『萬葉集』という勅撰集の撰定主体（下命者の聖武天皇とその実務を代行する撰者）の、直接的な編纂の痕跡（〝勅撰和歌集〟としての「萬葉集」に遍在しているはずの撰定主体の意志が露頭のように現れたもの）を捉えた根拠であると言うことができるであろう。（三六八頁）

と総括し、それは聖武天皇勅撰説と不可分に結びついたものであったとする。仙覚の注釈方法を当時の学問の流れの中に位置づけた上で、仙覚の論理をこそ読みとるべきと説く。

しかし、では聖武天皇勅撰説は検証の結果による結論ではなく、初めから不動の前提であったことになる。その「道理」が「ものの本源的な姿を力強く指し示す、確信に満ちたもの」（三八六頁）、絶対的な存在とでも言うべきものならば、もはや議論の余地はな

く、到底首肯できない説も生じてしまう（三八三頁）。やはり「道理」と「文證」を明晰に示してその価値を論ずることはむずかしい。小川氏も浅田徹氏の指摘で原論文を改稿したと記されるが、そのまとめも先掲のものと、十節（三八四頁）に示すものとでは、なお小異がある。本章の最後にこの思考の限界を述べて、中世から近世にかけての古典学の転換の芽は仙覚の思考にではなく、定家の直観において育まれていたと纏められるのである。

第四章は「心」と「詞」、第五章は「ことわり」をキーワードとして個々の歌の注釈方法を論じる。まず仙覚が「やまと言の葉の源」を萬葉集に見ることから、和歌の言葉の本源に迫ろうとする志向が、新古今撰者たちよりも遥かにラディカルであったと説く。一首の文脈にかなう「心」と、漢字本文の許容する範囲にある言葉の形である「詞」の二項の設定が、『毎月抄』などの歌論に示唆を得たものと見ることは頷けよう。「萬葉集の言葉をあくまでも明晰なものとする仙覚の信念」（四二四頁）が多くの古語の発見に繋がったことも首肯され、確かに仙覚の方法は有益なものであった。しかし、ヤスミシシを説く場合、シシの「次のシ」を規定する「ことばの助」が「一連の語句が、意味不明の語を除外することで明快な解釈を得られる場合、その語を意味の上での一種の零記号として扱う術語」（四二五頁）ならば、その「明快な解釈」が時には「思い込み」の結果ともなる虞が生じよう。その点についての小川氏のより客観的な評価が望まれる。

第五章は「ことわり」である。「意味の上でのもっともらしさ。矛盾のなさ。」に分類される「ことわりあひかなふ／あひかなはず」の使用は、仙覚が「自身の常識を強固な拠り所としつつ、言葉と言葉の連なりの論理的整合性をあくまでも追究」して、「一首の歌の表現世界を一点の曇りもないものとして立ち上がらせようとした」（四四六頁）ものであろう。「『理』は通行の解を退け自説を提示するための強力な武器となっている」（四三七頁）のも確かである。ただやはりそれは「両刃の剣」と言うほかない。どれほど諸本を見、用例を見ようとも、結局は自身の理解が絶対で、その整合性を追求するという信念に留まるのではないか。「こうした極端さを批判することは容易であるが、仙覚以前の萬葉集研究の蓄積の重みを引き受けつつ新たな研究を始発させるためには必要な力であったことを見逃してはなるまい」（四四九頁）とあるが、その論証こそが望まれよう。

ここで小川氏に問うべきことが一つ残った。それは仙覚『萬葉集註釈』が何故に全釈でなく抄釈なのかということである。萬葉集全歌のおよそ六分の一強にしか注釈がないこと、その理由についてはいまだ明解がない。しかし、そこに必ず仙覚の意図があろ

う。無注釈の歌は「何の問題もない歌」であったのか。仙覚『萬葉集註釈』の検証を突き詰め、仙覚の真の問題意識を知るためには、無注釈歌の検証が欠かせないと考える。

第四部は、仙覚の萬葉学の系譜を検証する。第一章では仙覚の学統で三代後に当たる由阿の『拾遺采葉抄』が東国と都という二極の萬葉学において果たした役割を明らかにし、仙覚の学統の展開の中に寛元本と文永本を明確に位置づける。さらに仙覚からの寛元本の流れを形作った人物として寂意を推定し、その人物像を究明する。寂意を源孝行と措定する上で対立する孝行＝素寂説への応接や、『拾遺采葉抄』に見える三つの寂意の説に対する分析と評価、また『拾遺采葉抄』に「仙覚云」などとして引く「秘説」らしき性格を帯びさせた仙覚説のあり方、といった点にはなお一段の検証が望ましい。また由阿にとっての『詞林采葉抄』と『拾遺采葉抄』との関係も、論じられてしかるべきであったろう。

第二章は簡便な萬葉語辞典として中世から近世にかけて広く利用され、早くに刊行もされながら、著者、成立など、ほとんど未詳の『萬葉集目安』について、享禄三年書写という現存最古の写本である学習院本を軸に萬葉学史上の位置を検討する。正式書名を『萬葉集註釈』であると断定し、学習院本にのみ見える書入注記によって、今川範政の関与を推定することで、成立時期を十四世紀後半からの約六十年間に絞り込む。その上で、『目安』には『拾遺采葉抄』の強い影響が認められること、文永本に依拠しつつこれに寛元本系統の写本を用いて古・次点や寛元本に独自な訓を書き入れていったことが窺えると説く。これも仙覚の萬葉学の継承と展開を検証する上での重要な成果である。

終章では、これまでの成果の上に立っての今後の課題を、五点に大きく纏めている。

一　『古今和歌六帖』の萬葉歌や『人麿集』などの「仮名萬葉」の捉え方

二　平安後期の歌学における萬葉集歌の注釈

三　『萬葉集』研究の新しい方向を示した藤原俊成・定家、そして源親行の研究

四　由阿以後、室町末期に至る『萬葉集』の研究と享受

五　江戸時代萬葉学の歴史的検討

これらの重要性と、小川氏の説く「萬葉学史」における意義については、もはや贅言を要しない。「萬葉学史」の世界がいかに広大な知の体系を形成するものか明らかである。ただ一つ虞れるのは、『萬葉学史の研究』という書名から、萬葉専門の書との先入視の下に、成果の享受が萬葉集研究者に限られてしまうことである。本書は元より萬葉集研究者に対して、萬葉研究の根幹である

諸本とその訓読のあり方を根本的に問いかけ、今日の学問の拠って立つ位置を改めて考えさせるものである。しかし、同時に平安朝以降の和歌文学研究者、国文学研究者全体に対して、萬葉集研究の価値と意味を明示するものなのである。

本書評は本書中に卓説が数多く引かれる諸氏にこそ委ねられるべきであったろう。評者の理解が及ばず、的を射ていない評言があることの責めは評者が負うべきものであり、小川氏はじめ読者諸賢の御寛恕を乞う次第である。今後の課題や検討すべき要点が終章ばかりではなく、各章各節の本文・注・補注に詳細に述べられており、小川氏の研究の発展は間違いない。本書の続編、続々編を待望して拙い書評の筆を措く。

（二〇〇七年二月　おうふう刊　A5版　六三四頁　一五、〇〇〇円）

（やまざき　よしゆき・京都府立大学文学部教授）

書評

小谷博泰著『木簡・金石文と記紀の研究』

乾　善彦

本書は、小谷泰博氏（以下、著者と呼ぶ）の、『木簡と宣命の国語学的研究』（一九八六）、『上代文学と木簡の研究』（一九九九）につぐ、上代語に関する第三論文集であり、一九九九年から二〇〇五年に発表された二十編の論文と二編の書評とを収める。二部からなり、第二部は記紀の本文対照によって両者の影響関係を国語学的に考察したものを集め、第一部は「木簡・金石文」に関する論考を中心に、それ以外の上代に関する論考を集めている。

本書の構成は、以下のとおり。

第一部　上代文字資料の表記をめぐって

1　七世紀における日本語の文章表記
2　法隆寺幡銘と斉明紀挽歌
3　文章史からみた法隆寺幡銘と薬師像光背銘
4　万葉集の「柿本人麻呂歌集」と初期木簡
5　播磨国風土記の筆録
6　上代木簡の文体史
7　〔書評〕沖森卓也『日本古代の表記と文体』
8　日本語表記のルーツを探る
9　上代の文字と意味
10　万葉集と庭園

第二部　古事記の成立と日本書紀

1　木花之佐久夜毘売
2　国生み・黄泉の国・須佐之男昇天
3　天孫降臨
4　国生み・天の石屋・八俣の大蛇
5　神武・崇神・垂仁（古事記中巻）
6　古事記の形成と文体

7　古事記の筆録と和風表記
8　仁徳・允恭・安康（古事記下巻）
9　〔書評〕西條勉『古事記の文字法』
10　記紀の表記と上代文字資料

なお、本書を紹介するに際して、以前の『木簡と宣命の国語学的研究』（以下第一論文集と呼ぶ）と『上代文学と木簡の研究』（以下、前著と呼ぶ）の論述にも及ぶことがある。また、記述が、評者の関心の中心である古代の書記に関する部分に偏ることをお許しいただきたい。

著者の方法と姿勢は、第一論文集以来、常に一貫している。資料を、虚心に読み解き、それを積み重ねることによって、歴史の流れを記述する。第一論文集で明らかにされた、宣命書きの方法が宣命大書体→宣命小書体→宣命小書体二行割書きへと、史的に展開したという説は、現在の通説となっており、諸家の多く従うところであるが、まさに著者の方法の真骨頂である。その方法と姿勢は、本書にも変わることなくつづけられている。

本書では、とくに木簡の文章の検討から、古くさかのぼればより和風傾向の強い文章が多く、八世紀になると漢文的な文章の傾向が強くなることが、繰り返し述べられる。これはすでに、第一論文集に、藤原宮木簡と平城京木簡とで、物の名の表記において、前者に仮名書きが多く後者にはそれが真名書きされる傾向が指摘されており（十一、藤原宮木簡の用字および表記について）、前著においてもまた、平城宮木簡に比べて飛鳥藤原宮木簡に和風傾向の強いことが指摘されている。本書ではそれにあらたに発見された難波宮木簡を加えて、たとえば、「伊加比」（難波宮）→「伊貝」（藤原宮）→「貽貝」（平城宮）のように、音仮名表記→音訓交用表記→訓字表記の流れのあることが指摘される。また、前著において、古事記の会話文について「万葉仮名文→宣命大書体（ないし音訓交用体）→漢文」（四二頁）の流れを想定し、「飛鳥藤原時代木簡の表記法をめぐって」では漢文訓読方法も含めて、通説としての「漢文→和化漢文→宣命体」の流れに疑問を呈される（二九八頁）のも、これと底通するところがある。

その結論部で「日本語の文章、つまり和文の成立を考えるとき、我々は漢文がくずれて和化漢文となり、それに借音仮名が加えられて音訓交用表記、ないし宣命体表記となり、さらに仮名表記へと展開して来たというふうに考えやすい。だが、これは、漢文を中国語の文章としてとらえず、無意識のうちに、当然の前提として、それを訓読される漢文、和語を当てはめて厳密な逐字訳を行う文章としてとらえてしまっているのではなかろうか。つまり、

和文の成立の歴史を、和文で読まれる漢文から、和文で読まれる和文への展開ととらえてしまっているのである。」（三〇二頁）とされるのは、確かに一般の理解であろう。近年の木簡の大量出土による研究の進展は、まさに、この理解に対して、仮名書きの位置づけも含め、その誤りを訂正するものであった。加えて、氏によって示された和風傾向から漢文的傾向への展開は、日本語文章史ないし日本語書記史について、再考をせまるものと思われる。仮名書きについては、ほぼ定まりつつあるが、和風傾向から漢文的傾向への問題は、まだ途についたばかりであり、今後の進展が期待される。「和文で読まれる漢文から、和文で読まれる和文への展開」への批判は、その点で重要なのである。

ただ、本書において、和風傾向の意味を「口頭で読み上げる」ことに求める（七世紀における日本語の文章表記）のは、仮名書きとの関係でどうなるのか、疑問が残る。たしかに、たとえば藤原宮の「前白（申）」木簡や宣命木簡（一〇二～三頁）、あるいは平城宮の「召喚」木簡や告知札木簡（一〇九頁）は、用途として、実際に読み上げられた可能性もあろう。また、宣命も漢文詔までふくめて、用途としては宣読されたことも考えられる。しかしながら、著者が重要視される法隆寺金堂薬師如来像光背銘が読み上げられたとするには、他の造仏銘との間に内容的な差があるとはいえ、やはり無理があるように思われる。木簡の和文的傾向は、借音仮名を含むものもあらわれるし、また、正倉院文書においても、いわゆる変体漢文文書のうちにいくつかの仮名書き部分（宣命書き）がみとめられ、それを口頭語的な要素と理解することは可能かもしれない。これに対して、造仏銘は時代を通じて、多少の破格を含みながらも漢文的な傾向が強いし、また、定型的な内容がほとんどである。この銘文を、記載のある紀年どおり六〇七年に求め、内容的な差異を勘案するとしても、それがなぜ口頭で読み上げるためにそこに記されなければならなかったのか、そのあたりの場と目的を含め、今後さらに補強が必要であろう。古事記の仮名書き部分に口頭語的性格を求めることは首肯されるし、口頭語的性格とは、とりもなおさず漢文ないしいわゆる変体漢文の文章の中にあって仮名書きされるべき要素なのではあるが、それと、読み上げられたこととは一線を画すべきことである。後に述べるように、中国語と日本語との差異が口頭語的部分の借音表記にあらわれることは、読み上げを考えずとも書記の契機としてはありえることと思量する。

これに関して、近年、主流となりつつある、薬師如来像光背銘の後世選述説について、著者は、その論理が結論があらかじめ設定されたところへ強引に持ち込むかのようなものであり、その論

拠の合理性に乏しいこと、むしろ、和風化のあり方や稚拙さは、その時代にふさわしいことをもって、推古期頃の可能性の高いことを、一貫して述べられる。たしかに、「天皇」号に関していえば、天武期の木簡が出土し、あるいは極端に時代を下げる必要はないのかもしれないが、やはり、「東宮聖王」の呼称は気にかかるし、なにより、「賜」字をどう読むかが気になる。拙稿「古代造仏銘寸考」（国語と国文学七八―一一、二〇〇一・十一）で論じたことは、いろいろと不備があって大幅な訂正を必要とするが、読み上げられたとするならば余計に、これは「タマフ」と読まざるをえず、「坐（マス）」との敬語使用の問題が出てくる。「労」字を自動詞的に読むとすると、野中寺蔵弥勒菩薩像台座銘の「坐」より、この「賜」が先行するとするには、それなりの説明が必要だと思われる（続日本紀宣命第三詔にも「朕御身労坐」がある）。研究史による「マス」と「タマフ」の差異と史的展開は、マス（自）タマフ（他）→タマフ（自他）を指向し、自動詞についてはマス→タマフの方向を示唆する。（ちなみに評者は、読み上げられたのではないなら（訓を問題としないなら）「賜」が「坐」に先行した可能性があると、現在では考えている。）ただ、繰り返すが、和風傾向が先行し漢文的傾向が律令制以降に盛んになることは、その意味がこれからさまざまな日本語書記に関する現象を説明するための重要な指摘であることに変わりない。

さて和風傾向から漢文的傾向への流れに関して、前著において、「高度な漢文訓読法の成立後に、ようやく漢文をくずした、あるいは漢文がくずれた和化漢文が発生してくるのではない。和文作成のさまざまな試行が、漢文訓読をおし進めていったのではないかと思われるのである。」（三〇一頁）とし、「漢文の訓読は、おそらく和文の成立と併行する形で成立したものであろう。もちろん、別々に成立したのではなく、相互影響によって進行し、高度な和文が書かれるようになってようやく高度な翻訳法、漢文訓読も一応の成立を見たのであろう。」（三〇二頁）とされ、和文と漢文訓読との間に、相互に密接な関係を想定されたのも、重要な指摘である。和文の成立を考えるにあたって「和文で読まれる漢文」からの脱却は、当時の言語環境を考えるのに不可欠である。ただ、北大津遺跡出土音義木簡の例もあるように、漢文を訓読することは七世紀から行われていたことがうかがえるし、漢文ないしいわゆる変体漢文中に日本語要素を仮名書きする必要性（宣命書き等の音訓交用への指向）は、漢文を訓読することによって得られる、日本語と中国語との差異の自覚、付属語要素の形態素としての分節から生じる。そこは押さえておく必要がある。そこから、漢文の

訓読は、書かれるべき和文を形成しながら発達して、そこに読まれるべき日本語文、漢文訓読法を形成することで、訓読することばを生み出してゆく。こう考えるほうが、著者の主張はより鮮明に理解できるように思われる。さらにいえば、評者には、「和文で読まれる和文」という理解も、通説を批判すべきであったと思われる。訓読されるべき正格の漢文や、書かれるべき日本語文（つまり読まれるべき文章語としての日本語）は幻想に過ぎないのではないか。古事記という日本語文を書くことへのあからさまな言挙げやわずらわしいまでの以音注に読むべき日本語文を意識させる特殊な資料よって、幻想を現実のものと思わせられているだけではないか。古事記が示すものは、あるいはかめいたかしが「古事記はよめるか」とした設問の背後にあるものは、究極の書き言葉としての漢文ないしいわゆる変体漢文なのではなかったか、などと愚考するのである。

本書の第二部は記紀本文の対照から、記紀の成立に及び、日本文章史の中で両書の性格を明らかにしようとするものである。この方法で、前著にすでに五編の論考が提示されており、おそらく、膨大な対照資料を作成して逐一検討された結果で、さまざな要素を含み、軽々しく論評を差し挟むことはできない。本書の第二部はほとんどその結果報告とでもいえよう。まだ、すべてを明らかにはされていないけれど、これの総合は、漢文ないしいわゆる変体漢文の相互関係の究明になにがしかの示唆を与えるものであると思う。評者のように、その違いを、正格の漢文体をめざした正書としての日本書紀と、当時の日用の書記体に基づいて、それを「精錬」（犬飼隆『木簡による日本語書記史』（二〇〇六、笠間書院）させた形の古事記との違いに基づくものと片付けるのは、「思考停止」（二八二頁）のそしりをまぬかれないが、その違いから出発して、対象を相対化しないことには、表現の類似と差異との考察は、そのことだけの指摘に終わりかねない。カーテンのひそみ（二七四頁）に倣うなら、カーテンと布団カバーとの共通の素材をカーテンとするか、カーテンの素材とするか、それを問題とすることの意味は、カーテンと布団カバーとの原材料の把握を問題とするかどうかの問題意識にかかわってくる。要はカーテンなり布団カバーとしてあらわれた素材の現実を、その内実としてどうみるかということなのであり、その観点（あるいは資料を見る基本姿勢）抜きに虚心に資料を見ることの限界は、すでに稲岡説の崩壊に如実に示されているのである。先にあげた、「伊加比」（難波宮）→「伊貝」（藤原宮）→「貽貝」（平城宮）のように、音仮名表記→音訓交用表記→訓字表記の流れという重要な指摘も、そのよう

な観点によって違った景観を示しうる。たとえば、仮名書き対真名書きの対立のどちらからも、音訓交用があらわれうるとすると「伊貝」の交用は分節意識の問題以外のなにものでもない。そこに、史的展開を保障するものは、まさに資料の虚心な見方(あるものを年代順に置く)だけしかない。また「通説の否定を断言できまい」(一〇六頁)とお叱りを受けるかもしれないけれど、「イガヒ」という貝と「貽貝」という貝との同定はいつどのように定着したかはわからない。しかし、「イガヒ」の「カヒ」が「貝」であることの同定がまずあり、ついで「貽貝」との同定があったというのは、評者の自然な考え方からはありないのである。「イガヒ」と「貽貝」との同定は漢文か和文かの選択(当然、必然の選択ではあるが)の中でまずありえて、その中間的な現象として「伊貝」などという音訓交用もありえたと、それは徳島観音寺遺跡出土木簡の「ツ婆木」のようなものであるとしても、その方が自然に感じられるのであり、そう考えることはかならずしも、和風傾向から漢文的傾向への流れの反証とはなりえない。つまり、音訓交用の、それはそれとしての史的位置づけがなされるには、A→B→Cという直線的な歴史把握だけでは不十分に思えるのである。記紀の原資料の把握も、著者が長年積み上げられた歴史観を反映するものの、その真摯な態度が逆に立体的な歴史の可能性を阻害しているかのように思われる。もちろん、著者の把握は、本書において、奈良時代の木簡の文体について、「要するに、木簡の文体が、その筆録者や文章の目的に応じて、多様になっていたのである。和風傾向のものから漢文的傾向のものまで、多様に文章が書かれたというべきであろう。」(一一一頁)とされるように、その多様性と場面による選択(必然的にも偶然的にも)の結果とを認めておられる。多様性と選択とは、著者の歴史認識をなんら変更すべき問題ではないのである。

著者の学恩に対して、触れねばならないことは、まだまだあるが、それはこの紙面で語りつくせるものではない。研究の発端がまず通説を疑うところにあるとするならば、評者には、万葉集人麻呂歌集における稲岡説と、著者の宣命書きの展開説とにおける一元的進展論が通説であった。これに対して、著者には真摯なご批判を賜った。評者にはそれは、砂漠に水のありがたいおことばであった(思考停止については、奈良女子大学の松尾良樹氏にも同様のご助言を賜ったことをこの場を借りて感謝申し上げる。)。ただ、「通説の否定」(一〇六頁)について弁解するならば、通説を否定するつもりはない。別の考え方を提示して、その可能性の是非を問うてみただけである。大書宣命書きと小書宣命書きがほぼ同時

期に存在し、同一資料に並存するとするならば、その起源を含めて共時相における差異からその起源を求めることも、あながち無理なこじつけではないと思う。著者が宣命書きから仮名書きの流れを想定されるそれと併行して、仮名書きから宣命書きの可能性を肯定されるのと同じく、宣命大書体から宣命小書体の方法と併行して、宣命小書体から宣命大書体への流れも想定されてよい。漢文中における外国語表記としての借音仮名表記（宣命大書体）と漢文中における注記としての仮名書き（宣命小書体）が、ある時は書き方の姿勢により、ある時は機能によって選択されたことは、その考え方自体を否定するには、通説を否定できないのと同じくらいにその根拠を求めがたいと思われるのである。

読者は、本書のあとがきに生死の狭間における著者の本書に対する思い入れをよむにつけ、学問に対する真摯な態度を学ばずにはおれないであろう。論文集を編むにあたり、第一論文集のあとがきに示されているような、初出に忠実な編集は、後学への思いやりである。ただ、そこに付加された補注は、第一論文集より前著、前著より本書と、だんだん少なくなっている。たしかに、著者の主張が固まってきたり、三書の間隔からすれば当然のことかもしれないけれど、木簡の大量出土による研究の進展は、並々ならぬものがあり、本書においても補注の類は、その充実がほしかった。また、啓蒙的な書に寄せられたものと学術的な論文が並存するために、記述の重複が随所に見られる。その点は著書ではなく論文集の性格として、受け止めなければならないのかもしれないが、だとすれば、なおさら著者の著書としての一書を望みたい。それこそが、今後「この研究分野を引き継いで」（三二五頁）くれる若い研究者に対する指針となると思うが、いかがなものであろうか。菲才をかえりみず、妄言を重ねるゆえんがそこにあることを、ご理解いただきたい。

木簡を利用した日本語書記史にかかわる研究は、本書と犬飼隆『木簡による日本語書記史』（二〇〇五、笠間書院）とによって、現在の水準が示さられた。それに続くわれわれ若い研究者が、日々新しく発見され、報告される木簡の情報とともに、これらをどう乗り越えるのか、これからの課題とするところは多々ある。新しい資料の把握と、既知の資料の再検討と、方法論も含めて今、新しい展開が期待される時期に来ていることを、本書を読んで実感されるのである。

（二〇〇六年五月一〇日、和泉書院刊、三三六頁、A5判、一二六〇〇円）

（いぬい　よしひこ・大阪府立大学大学院人間社会学研究科教授）

全国大会開催要項

○第六十回萬葉學會全国大会開催要項

平成十九年度の全国大会を、大阪市立大学との共催により、左記の要領で開催いたします。会員諸氏のご参加をお待ち申し上げます。

一　公開講演会

日時　十月二十日(土)午後一時半より五時半まで

会場　大阪市立大学(杉本キャンパス)　基礎教育実験棟　階段教室

(五六ページ　キャンパス案内⑳)

挨拶　大阪市立大学学長　金児暁嗣氏

講演

倭文体の位置づけをめぐって　―漢字文化圏の書記を視野に入れて―　大阪市立大学名誉教授　武庫川女子大学教授　毛利正守氏

唐詩人の月　京都大学名誉教授　興膳　宏　氏

かほ鳥をめぐって　大阪市立大学名誉教授　井手　至　氏

二　懇親会

日時　十月二十日(土)午後六時より八時まで

会場　大阪市立大学(杉本キャンパス)　高原記念館　学友ホール

(五六ページ　キャンパス案内㉗)

会費　六千円(学生・院生　三千円)

＊懇親会に参加ご希望の方は、同封の振替用紙によりあらかじめお申し込みください。

三　研究発表会

日時　十月二十一日(日)午前十時より午後五時まで

会場　大阪市立大学(杉本キャンパス)　基礎教育実験棟　階段教室

(五六ページ　キャンパス案内⑳)

午前の部(午前十時より)

『万葉拾穂抄』の著述態度について　―定家尊重―　奈良女子大学大学院博士後期課程　大石真由香氏

人麻呂作歌におけるミヅホノクニ　大阪市立大学大学院後期博士課程　根来麻子氏

正倉院文書にみる古代言語生活　―「回復」と「治療」を表す表現―　奈良女子大学(非常勤講師)　桑原祐子氏

午後の部(午後一時より)

虫麻呂長歌の対句表現　東京女子大学大学院博士後期課程　瀧口　翠　氏

高市皇子挽歌の抒情の構造　大阪女子短期大学（非常勤講師）　南山かおり氏

家持歌の手法 ―「眺矚春苑桃李花作二首」をめぐって―　鶴見大学　新沢典子氏

「陳私拙懐」歌をめぐって　東京女子大学　鉄野昌弘氏

万葉集巻六の編纂と大伴家持　近畿大学　村瀬憲夫氏

＊近隣の食堂は、日曜で休業しています。昼食（千円）をご希望の方は、同封の振替用紙によりあらかじめお申し込みください。

四　「萬葉学の先達」展

―森文庫・新村文庫・小島文庫を中心に―

大阪市立大学での萬葉学会全国大会の開催にあわせて、学術情報総合センターが収蔵する森文庫・新村文庫・小島文庫などの蔵書の中から、萬葉学の先達の息づかいを伝える資料を選んで展示します。

展示期間　十月一日（月）より十一月三十日（金）まで

会場　大阪市立大学（杉本キャンパス）学術情報総合センター　1階エントランス展示コーナー　（五六ページ　キャンパス案内⑪）

時間　月曜～金曜　午前九時より午後十時まで

土曜　午前十時より午後五時まで

（日曜は休館ですが、十月二十一日は、午前十一時より午後五時までご覧いただけます。）

五　臨地調査研究 ―難波から飛鳥へ―

十月二十二日（月）日帰り

集合場所　天王寺公園入口（天王寺ゲート）

（五七ページ　略地図「天王寺ゲート」南側「バス専用駐車場」）

集合時刻　午前八時

旅　程

天王寺公園入口（八時二十分出発）―霰松原・岸の埴生―仁徳天皇陵―百舌鳥八幡宮―多治比道―野中寺―誉田八幡宮（応神天皇陵）―昼食―飛鳥戸神社・観音塚古墳―南阪奈道路（新竹之内街道）―飛鳥京―藤原京資料館―近鉄大和八木駅（第一次解散、午後四時予定）―JR天王寺駅（第二次解散、五時予定）

＊昼食　味喰笑（ビッグジョー）羽曳野店（電話　〇七二九-五四-〇〇一五）

参加費　八千円

募集人員　五十名

＊天候・道路事情等によりコースを変更することがあります。また、解散時刻も遅れる場合があります。あらかじめご諒

承ください。

＊臨地調査研究に参加ご希望の方は、あらかじめお申し込みください。定員になり次第締め切りますので、お早めにお願いします。

○懇親会・研究発表会昼食・臨地調査研究のお申し込みは、郵便振替により、内訳を明記の上、左記までお願いいたします。

郵便振替口座　〇〇九〇〇-四-二七〇三四三

口座名称　　萬葉学会２００７年度全国大会

なお、お申し込み締め切りは、十月五日(金)とします。

○問い合わせ先

〒五五八-八五八五　大阪市住吉区杉本三丁目三-一三八

大阪市立大学文学部　村田　正博

電話　〇六-六六〇五-二四一三

Eメール　murata@lit.osaka-cu.ac.jp

＊出張懇請書を入用の方は、返信用封筒にご住所・ご氏名を記入し、八十円切手を貼付の上、右までお申し込みください。

○宿泊案内

宿泊の斡旋はいたしません。会場へは天王寺よりおいでいただくのが便利ですので、その近辺の宿を各自ご手配ください。

○会場案内

大阪市立大学(杉本キャンパス)

〒五五八-八五八五　大阪市住吉区杉本三-三-一三八

◇交通案内

ＪＲ阪和線「杉本町(大阪市立大学前)駅」下車、東へ徒歩約五分

◆交通案内図

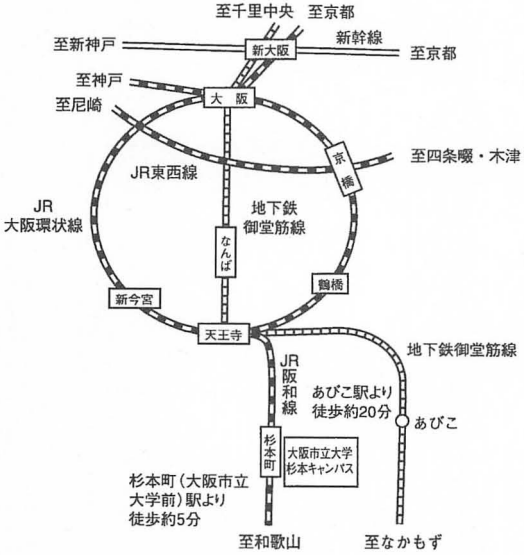

◇キャンパス案内

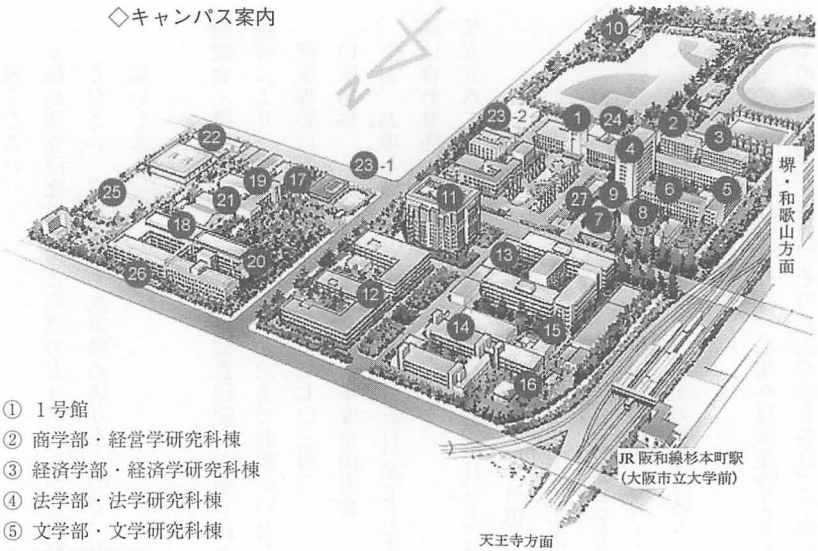

① 1号館
② 商学部・経営学研究科棟
③ 経済学部・経済学研究科棟
④ 法学部・法学研究科棟
⑤ 文学部・文学研究科棟
⑥ 経済研究所棟
⑦ 都市プラザ
⑧ 田中記念館
⑨ 保健管理センター
⑩ 河海工学実験場
⑪ 学術情報総合センター
(「萬葉学の先達」展会場)
⑫ 理学部・理学研究科棟
⑬ 工学部・工学研究科棟
⑭ 生活科学部・生活科学研究科棟
⑮ 工作技術センター
⑯ 児童・家族相談所
⑰ 2号館
⑱ 全学共通教育棟
⑲ 4号館
⑳ 基礎教育実験棟 1階 階段教室
(公開講演会・研究発表会会場)
㉑ 第1体育館
㉒ 第2体育館
㉓-1 第1学生ホール
(研究発表会昼食)
㉓-2 第2学生ホール
㉔ スポーツハウス
㉕ ゲストハウス
㉖ 新産業創生センター
㉗ 高原記念館
(懇親会会場)

◇臨地調査研究 集合場所 略地図

天王寺公園入口(天王寺ゲート)南側「バス専用駐車場」
JR 天王寺駅・地下鉄天王寺駅・近鉄阿部野橋駅より徒歩約 5 分

○現在編輯委員会は、次の十九名によって構成されています。（五十音順）

乾　善彦　　上野　誠　　内田賢徳　　大島信生　　大濱眞幸

奥村和美　　影山尚之　　坂本信幸　　佐野　宏　　白井伊津子

鉄野昌弘　　西　一夫　◎芳賀紀雄　○橋本雅之　　蜂矢真郷

村田正博　　毛利正守　　山崎健司　　吉井　健

（◎学会代表、○編輯委員長）

編輯後記

○百九十九号をお届けします。今回は、論文二編に加えて、書評四編という編輯になりました。書評が多いということは、いうなれば研究が活況を呈している証でもあり、上代文学研究にとって喜ばしいことだと思います。

○昨今の大学ではいわゆるFD活動の実施が厳しく求められ、改革改善の会議に追われている方も多いと思います。それを思うにつけ、確かな研究史に裏打ちされた国文学の方法が、今後ますます大切になると思うのです。

○二百号が目前になりました。編輯委員会では、殊更に記念号と銘打つのではなく、今まで通り研究の「質」を世に問う学術機関誌としての使命を果たしたいとの考えから、通常号として編輯する予定にしています。

○第六十回全国大会が十月に大阪市立大学で開催されました。村田正博氏をはじめ大阪市立大学関係者の皆様、大学院の学生諸氏に心から感謝申し上げます。なお詳しい大会報告は次号に掲載いたします。

○山崎健司前編輯長のあとを受け、今号から橋本が編輯を担当することになりました。歴史ある『萬葉』を編輯する任の重さをひしひしと感じています。会員の皆様のご支援をいただきながら務めてゆきたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

（橋本雅之）

◇お願い◇

1　論文の投稿、書籍・論文の御寄贈は、学会本部あてにお願いいたします。

2　年会費の納入および入会申込みは、そのむねを明記のうえ会費を郵便振替で「〇〇九〇〇―七―二九一四七　萬葉学会」あてにお送りください。

3　住所変更・改姓等の届出、本誌既刊号の購入等は、清文堂出版内　萬葉学会事務室あてにお願いいたします。

投稿規程

一、投稿資格は、会員に限る。

一、内容は、萬葉集とそれに関連する各分野の研究論文とする。

一、分量は、原則として四百字詰め原稿用紙四十枚程度（ただし「黄葉片々」欄は十枚以内）とする。

一、投稿に際しては、原稿四部（コピー可）を学会本部宛に送ること。ただし、原稿は返却しない。

一、ワープロ原稿の場合は、字詰め・行数及び四百字詰め原稿用紙に換算した枚数を明記すること。論文採用の場合には、テキストファイルの提出をお願いする。

一、採否決定は、編輯委員会に一任のこと。

一、論文掲載の場合は、本誌十部を贈呈する。ただし、余分に入用の時は、あらかじめ申し出があれば実費でこれに応ずる。

一、掲載された論文等の著作権は、執筆者に帰属する。ただし、本誌「萬葉」の再版、電子化公開等については、執筆者の許可を得ないで学会が行うことができるものとする。

萬葉学会会則

一、本会は、萬葉学会と称する。

一、本会は、萬葉集とそれに関連する各分野の研究を目的とする。

一、萬葉研究者・愛好者は誰でも申込みによって会員になることができる。

一、会員の研究発表機関誌として季刊「萬葉」を編輯・発行する。

一、本会は、年一回、公開講演会・研究発表会・臨地調査研究を中心とする全国大会を行い、表彰制度を設けるなど、随時、目的に沿う事業を行う。

一、会員は、年額四千円の会費（誌代を含む）を年度初め（四月）に納入する。

一、本会の本部を

大阪市住吉区杉本三丁目三番一三八号
大阪市立大学文学部国語国文学研究室内（郵便番号五五八―八五八五）

に置く。

一、本会の運営及び機関誌の編輯・発行は編輯委員会において行う。

一、本会に代表を置く。

萬　葉　第百九十九号
平成十九(二〇〇七)年十二月二十五日印刷
平成十九(二〇〇七)年十二月三十一日発行
頒価　一、〇〇〇円
送料　六〇円
558-8585 大阪市住吉区杉本三丁目三番138号
大阪市立大学文学部
国語国文学研究室内
電話　〇六(六六〇五)二四一三
編輯・発行　萬　葉　学　会
代表者　芳賀紀雄
振替〇〇九〇〇-七-二九一四七
542-0082 大阪市中央区島之内二丁目八番五号
清文堂出版株式会社内
発売所　萬葉学会事務室
電話　〇六(六二一)六二六五